

令和3年度重点提案・要望書

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、国と地方が心を一つに全力を傾注しており、本県としても地域住民の安全・安心の確保に万全を期しているところです。この未曾有の危機を乗り越えたのち、地域を持続的に維持・発展させるためには、現在も進行する東京一極集中を早急に是正し、地方への人の流れをつくり、地方創生を力強く進めなければなりません。

そのためには、新幹線や高規格道路など交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、国土の強靭化を図り、人・モノ・情報の活発な交流を促すことが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家の安全保障を実現する搖るぎない原子力・エネルギー政策を実行することが必要です。

加えて、本県は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通など100年に一度の大きなチャンスを迎えております。この機をとらえ、地域公共交通の強化、観光やスポーツを通じた交流拡大、新産業や農林水産業の振興、防災・減災、医療・福祉、教育などの諸施策を強化していくことが重要です。

次に掲げた事項は、地方の活力増進はもとより、人口減少社会における諸問題を克服し、日本全体の成長と発展に不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

福井県知事 杉本 達治

令和3年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

- 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施 ······ 2
- 東京一極集中の是正による地方創生の推進 ······ 14
- 北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進 ······ 20
- 高規格幹線道路の早期開通と国道8号の整備推進 ······ 24
- 敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保 ······ 30
- 福井空港の利活用の促進 ······ 32
- 次世代農林水産業の推進 ······ 33
- 嶺南Eコスト計画の推進 ······ 37
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化 ··· 41
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 ······ 45

重点事項

(人づくり)

- 一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり ··· 49
- 教員の働き方改革の推進 ······ 53

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実 ······ 55
- 農林水産業の成長産業化 ······ 57
- 外国人が活躍できる環境の整備 ······ 60

(交通・まちづくり)

- 幹線道路ネットワークの整備推進 ······ 61
- 並行在来線への支援 ······ 63
- JR小浜線の高速化・安全対策の強化 ······ 65
- 地域公共交通の利便性向上 ······ 66

(交流拡大)

- スポーツを通じた地方の活力創出 ······ 68
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援 ······ 70

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉 ······ 72
- 集落対策の充実 ······ 76
- 防災・減災、国土強靭化対策の抜本強化 ······ 77
- 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進 ··· 78
- 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化 ······ 84
- 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備 ······ 85
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現 ······ 86

最重点事項

- 新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施
- 東京一極集中のは是正による地方創生の推進
- 北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進
- 高規格幹線道路の早期開通と国道8号の整備推進
- 敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保
- 福井空港の利活用の促進
- 次世代農林水産業の推進
- 嶺南Eコスト計画の推進
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

最重点事項 1

新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

本年1月に国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症は、我が国に戦後最大の危機、未曾有の国難をもたらしている。

新型コロナウイルスを根絶させることは当面難しいという前提の下、安全な医療体制を確保して、感染防止を図りながら、県民の安全な生活を取り戻し、本県経済を回復させるためのあらゆる措置を講ずること。

1 地方における感染防止対策の徹底

(1) 感染防止や今後の経済対策への財政支援

収束に向けた感染防止対策や経済対策に係る「地方創生臨時交付金」について、地域の実情に応じた取組みが単年度のものとならず複数年をかけて集中的かつ確実に実施できるよう、年度間流用や基金造成なども含め自由度の高い柔軟な制度とすること。

(2) 地方税収減に伴う財政支援

経済活動の低迷に伴い、大幅な地方税の減収が見込まれるなか、地方が責任を持って感染症対策および収束後のV字回復への対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ増大する役割に対応するため、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実するとともに、減収補てん債の対象となっていない地方消費税の減収額を発行対象に含めるなど、地方財政を支援するため万全の措置を講ずること。

(3) 行動類型に応じたリスク評価の実施

先日、国が公表した「新しい生活様式」の実践例は、日常生活における一人ひとりの行動の注意点が示されているが、感染リスクの大小にかかる評価はなされていない。

今後、住民の継続的な協力のもと、感染拡大を防止しながら経済活動を正常化していくためには、個別の行動ごとにリスク評価を行い、リスクの低い活動から再開していくことが必要である。

国は、これまでの疫学調査をもとに、行動類型に応じたリスク評価を実施し、今後の感染拡大防止対策においては、「一斉対処」ではなく「個別対処」が可能となる体制を速やかに構築すること。

(4) 実効性のある疫学調査の実施

感染経路の特定に必要な疫学調査に強制力を持たせるよう法整備を進めること。また、感染者などへの誹謗中傷が後の症例で調査を拒まれるきっかけになったため、国民が偏見を抱かないよう正しく広報すること。

(5) 休業要請への実効性の担保、全国一律の休業補償制度の創設

地域の実情を踏まえ都道府県が行った休業要請に応じない事業者に対し実効性を担保する法整備を進めること。また、要請に応じ、感染拡大防止に寄与した事業者への補償をさらに手厚くするなど、全国一律の休業補償制度の創設により、事業者が確実に事業を継続できるようにすること。

(6) 避難所における感染症対策への支援充実

災害時の避難所における感染症対策として、マスク、消毒液、間仕切り、非接触式体温計などの資機材整備ならびにホテル・旅館の借り上げ等に要する費用について、継続的に支援する仕組みを構築すること。

2 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

(1) 「地域企業再起支援事業」の拡充

売上減少など大きな影響を受けた小売業、飲食業、宿泊業、観光・運輸業等は、感染収束後においても「新しい生活様式」による商品・サービスの提供が必要となり、業績が短期間でV字回復することは困難である。このため、地方公共団体が地域の実情に応じた地域経済対策を柔軟に講じることができるよう、今年度の総額の増額を行うとともに、令和3年度においても地域企業再起支援事業を継続し増額を図ること。

(2) 新たな金融制度の創設

感染症対応資金により事業を継続し、売上等が従来並みに回復したとしても、負債を抱え疲弊した事業者の体力はすぐには戻らず、事業再生には時間を要するため、事業の強化や拡充を行い、経営の安定化を目指す事業者に対し、感染症対応資金並みに有利にした全国統一の無利子・無担保の融資制度を創設すること。

(3) 雇用の維持・創出に係る支援制度の創設

中小企業等による雇用維持が継続的に可能となるよう、雇用調整助成金の特例措置等のさらなる延長を行うこと。

さらに、影響の長期化に伴い、雇用の維持が困難となり、離職者や新卒者の内定取り消しなどが増加するおそれがあることから、新たな「雇用創出基金」を造成するための交付金を創設すること。また、その際、リーマンショック時に講じられた措置の規模を上回ること。

(4) 地方企業による衛生用品等の生産に対する支援

中国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内へのマスクや防護服などの健康な生活に必要な製品の供給が滞り、国民や医療機関が入手することが困難となった。

海外からのマスク等の供給減少に備え、企業が生産拠点を整備するに当たり、国によるマスク等の買い上げや、都道府県による備蓄のための財源支援など、地方の企業が安定して生産できる仕組みを構築すること。

(5) 感染症に対応したB C P（事業継続計画）の策定支援

企業等において、自然災害だけではなく、感染症にも対応したB C Pの策定が図られるよう、事業継続力強化計画の認定により活用できる感染症予防対策のための設備導入補助金を創設するなど、必要な支援を行うこと。

(6) 採用活動の円滑な推進

大企業の採用活動がコロナ対策により長期化することに伴い、地方の中小企業の採用活動が更に長期化するおそれがある。

例えば、WE Bを用いた採用活動の促進などにより、企業が学生を長期に拘束しないような採用活動を行うよう、政府から経済界に要請すること。

3 安心のできる医療・福祉体制の確保

(1) 実効性のある感染拡大防止対策の強化

- ① 感染者の早期発見、早期隔離、行動履歴調査、濃厚接触者追跡調査を徹底して行えるよう、保健所体制の強化に必要な財政支援を更に行うこと。
- ② 濃厚接触者一時滞在施設の確保に対する財政支援を行うこと。
- ③ 退院基準を満たした後、長期間の入院により筋力が衰えりハビリの必要が生じたことなどで更に入院を続ける場合の入院医療費についても公費の対象とすること。
- ④ 抗原検査や抗体検査など、新たな検査方法を採用する場合には、特定地域に偏ることなく全国一斉に行い、検査キットの供給体制を国の責任において確保すること。
- ⑤ 早急に治療薬およびワクチンの実用化を進め、必要とするすべての人に対処できる十分な量を確保・供給すること。

(2) 地方における医療提供体制の強化

- ① 第2波の感染拡大に備え、重症患者の受入病床を確保する必要がある中、都市圏に比べICU病床が少ない地方では、一般病床を高度化し重症患者に対応する必要がある。
感染患者の受け入れに伴い、他の病棟を閉鎖するなど診療抑制が必要となるが、現在の休止補償単価は本来の収益に見合うものでなく減収が生じる。
また、中等・軽症者の受け入れの際も同様に、現在の病床確保料単価は本来の収益に見合うものでないことから、減収が生じる。
このため、一般病床の病床確保料単価（5万円/床日）および休止補償単価（4万円/床日）を引き上げること。

最重点事項 1

②新型コロナウイルスへの感染を懸念した一般患者の受診控えにより、病院・診療所の別なく診療報酬が大幅に減少し、医療機関は厳しい経営状況に直面している。

医療機関の経営悪化は全国的課題であり、地域の医療提供体制を維持していくため、国において医療機関の経営支援策を講じること。

③感染者の診療を行う医療機関は、救急や手術などの診療を抑制することで地域医療機関体制確保加算等の診療報酬の加算要件を満たせなくなることから、来年度の報酬単価に影響がないようにすること。

また、救急や手術などの診療の抑制による病院経営への影響が非常に大きいことから、感染者受入れ病床の確保により診療抑制した減収分を補填できるよう支援すること。

④第1波の感染拡大期において、国からの医療用物資の供給に遅れが生じたことにより、多くの医療機関において物資が枯渇し、社会不安を助長させる事態となった。

このため、第2波の感染拡大に備え、医療機関が必要とする医療用物資の確保について、国からの供給、医療機関や都道府県などでの備蓄を含めた一体的な体制の構築を早急に行い、所要の財政支援を行うこと。

（3）感染者に対応する医療従事者への支援

感染者に対応する医療従事者への特殊勤務手当については、診療報酬を財源とすることは困難であるから、新たに国庫補助制度を創設すること。

4 教育機会の確保と教育環境の充実

(1) 経済的に困窮する大学生等に対する修業継続支援

本県では、経済的に困窮している学生を支援するため、県や市町、大学等において積極的にアルバイト雇用を行う「学生版ニューディール」を実施しているが、地方公共団体や大学等におけるこうした学生支援に対する財政支援を行うこと。

(2) 高等教育機関における感染症対策への支援

高等教育機関が感染症対策のために行う設備の改修、機器の確保、学生への支援が十分に実施できるよう、「国立大学法人運営費交付金」および「私立大学等経常費補助金」の増額、公立大学を設置する地方自治体に対する財政支援を強化すること。

(3) 児童生徒の負担を考慮した教育課程モデルの周知

学習の遅れを取り戻すため、全教科を通常どおり実施すると、授業を詰め込まざるを得なくなることから、児童生徒の負担を考慮した教育課程の編成・実施について、モデルとなるような具体的な指針を示すこと。

(4) 学習動画作成・配信による「学びの保障」体制の構築

本年4月28日から施行された「授業目的公衆送信補償金制度」について、教育委員会が主体となって教材や学習動画の作成・配信を行う場合も制度の対象とすること。

また、緊急的に学習動画を作成・配信するものについては今年度と同様に補償金を無償とするとともに、令和3年度以降の補償金の設定に当たっては、ＩＣＴを活用した学びの円滑な実施を妨げることのないよう、十分に配慮すること。

さらに、再度の臨時休業に備えるため、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、家庭学習を支援するための学習指導要領に沿った学習動画等を、国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

(5) オンライン学習に必要な環境整備への支援

G I G Aスクール構想が掲げる1人1台端末の早期実現に向けた予算が計上されたが、タブレット端末が市場で不足することが懸念されるため、オンライン学習などの家庭学習の実施に必要な台数が早期に供給されるよう、業界に対して要請を行うこと。

また、経済的理由により家庭に通信環境がないことでオンライン学習が受けられることにならないよう、十分な財政支援を行うこと。

(6) 大学入学選抜等の基準とスケジュールの明確化

総合型選抜や学校推薦型選抜は9月以降に出願が開始される予定であるが、高校3年生が成果を発揮する部活動の大会等の中止・延期が相次いでいる。選抜試験においては、早期に面接や論文を重視するなどの基準と、スケジュールを示すこと。

(7) S N S等を活用した相談体制の構築

学校の臨時休業時にも活用できるS N S等を活用した相談体制については、県独自の対応ではなく、全国統一的な対応が望ましいことから国の責任において体制の構築を図ること。

(8) 「学校の新しい生活様式」対応への支援

新型コロナウイルス感染症対策のため、今後の「学校の新しい生活様式」に対応できるよう、密集を避けるためのスクールバス増便に係る経費など、必要な財政支援を行うこと。

5 公共交通事業者への支援の充実

(1) 交通事業者への経営支援

新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減収した交通事業者に対し、今後の安定的な事業存続を図るため、減収補填を含む経営支援制度を創設すること。

(2) 公共交通に係る補助金の要件緩和、早期交付

新型コロナウイルス感染症の全国的な影響に鑑み、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等において、輸送量要件等の補助の要件を緩和し、利用者の減少による補助金の減額や対象外となることがないようにすること。

また、事業者の資金繰りを支援するため、鉄道施設総合安全対策事業費補助や地域公共交通確保維持改善事業費補助金などの各種補助金について、概算交付などの制度を活用し、早期に交付すること。

6 観光・スポーツ・文化活動への影響を踏まえた対策の実施

(1) 影響を受けた観光産業への支援措置

①宿泊事業者は、広大な固定資産のために固定資産税の支払いが大きな負担となっていることから、固定資産税の免除・減免について、単年度だけではなく長期的な対応として講ずること。併せて、宿泊事業者の負担する法人税や入湯税についても、実情に応じた減免措置を講ずること。

②旅行業者が、旅行業の更新登録手続きにあたり規定されている基準資産額の条件を満たすのが困難となっていることから、条件の緩和や登録時期の猶予措置を講ずること。

③物販事業者は、外出自粛の長期化に伴い対面での販売が縮小し、ECサイトでの販売を強化するなど新しい生活様式に合わせた販路拡大が急務となっていることから、国主導によるオンライン物産展を定期開催するなど、長期的な販促支援を講じること。

(2) 事態終息後の地方への誘客促進

- ①コロナ後の新しい生活様式に対応した観光のあり方として、休暇の分散取得や平日におけるワーケーションを促進するなど、夏休みや秋の観光シーズン以外にも人が分散するような対策を充実すること。
- ②地方において十分な誘客プロモーションを実施できるよう、地方へ配分する臨時交付金をさらに増額するとともに、国が実施する「Go To キャンペーン」については、地方の旅行事業者や宿泊事業者等に十分な利益が循環できるとともに、複数年に渡る運用とすること。
- ③地方への誘客を促進するため、高速道路（千円）乗り放題やインバウンド向けのジャパンレイルパスの割引、高速バスやフェリー等の旅行手段の割引措置などの施策を講ずること。
- ④日本人の海外旅行需要に対し、安心して渡航できる国・地域の状況など正確かつ速やかな情報提供を行うこと。
また、海外からのインバウンドを回復させるため、適切な時期に諸外国・地域に向けて安全・安心に係る正確かつ迅速な情報発信を行うこと。

(3) 地域スポーツの活性化にかかる支援

地方のスポーツチームの事業継続やアスリートの生活維持が困難となっていることから、スポーツイベント等の活動が継続的に維持・拡大されるよう、令和3年度においても「スポーツイベントの再開支援事業」を継続し、増額を図ること。

また、ＩＣＴ技術を活用した、選手目線を疑似体験できるような新たな観戦手法の実証やＰＲ映像配信への補助などにより、地方のスポーツチームのファン獲得を支援すること。

(4) アーティストによる文化芸術活動や、地方音楽ホールの事業継続の支援

本県では、独自に県内のプロのアーティストの活動をライブで動画配信しているが、国においても感染のおそれのない芸術鑑賞の一つのスタイルとして、アーティストによる動画配信を支援し、定着させること。

また、地方の文化芸術活動を維持していくため、地方の音楽ホール等が、予防対策として観客数を減らして公演を開催する場合のチケットの収入減に対しての対策を示すこと。

7 林業・水産業に関する対策の実施

(1) 木材需要拡大策の実施

新型コロナウイルス感染症の収束後における消費喚起対策として、住宅、非住宅、外構などあらゆる分野での木材需要拡大策を講ずること。

(2) 養殖漁業の収入安定対策における制度改革・創設

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う養殖魚の出荷停滞に対応するため、養殖種苗の死亡等損害を補てんする現行の養殖共済について、漁獲共済と同様の減収補てんの方式に制度改革すること。

また、不測の事態により養殖魚の出荷への影響が出た場合に備え、一時金支払などの支援制度を創設すること。

【担当部署：総務部 財政課、大学私学課
　　／ 地域戦略部 未来戦略課、交通まちづくり課
　　／ 交流文化部 定住交流課、観光誘客課、スポーツ課、文化課
　　／ 安全環境部 危機対策・防災課
　　／ 健康福祉部 地域医療課、保健予防課、医薬食品・衛生課
　　／ 産業労働部 産業政策課、国際経済課、創業・経営課、労働政策課
　　／ 農林水産部 水産課、県産材活用課
　　／ 教育庁 教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課】

東京一極集中の是正による地方創生の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

本県では、都市部への転入超過が依然として続いており、東京一極集中が加速している中、近年、大阪府や愛知県といった都市圏への流出も増加している。これらを解決するため、出生率の高い地方に人を戻すためのあらゆる措置を講じること。

また、今回の新型コロナウイルス感染症により、都市部の人口集中のリスクが顕在化した。今後は将来の首都直下地震や南海トラフ地震が危惧される中、我が国の持続的な成長と国民の安全確保を同時に進めていく必要がある。

さらに、東京圏在住者を対象とした国調査では、約半数が地方暮らしに関心を持っており、こうした機会を捉え、国においては、人や企業、大学の地方分散を早急に進めること。

1 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 移住支援制度の拡充による地方分散の推進

東京圏からの移住支援金制度について、期間を限定しての支給額の割増や対象地域の大坂圏、名古屋圏への拡大を行うとともに、大学生のUターンにも活用出来るような居住実績の要件の緩和

(5年を4年に短縮)、子育て移住世帯への加算などにより、東京一極集中をはじめとする人口偏在のはじめを強化すること。

また、地方企業への就職だけでなく、地方に移住して都市部の企業等に勤めるリモートワーカーやフリーランサーなど、地方で新しい働き方を実践する移住者を支給対象とすることにより、人と仕事の地方分散を促進すること。

(2) 関係人口の創出

地域づくりの担い手不足に対応するため、「ふるさと」や「ゆかりのある地域」等において地域課題の解決等に向けて継続的に関わる都市住民、いわゆる関係人口の創出に向けた地方の取組みに対し、地方創生交付金などにより、安定的かつ継続的な財政支援措置を講じること。

(3) 都市住民の「地方兼業」の推進

都市人材の新しい働き方として注目されている「地方兼業」を推進するため、週休3日制の導入や副業収入の確定申告必要額の引上げなどにより、兼業・副業に取組みやすい環境を整備すること。

また、地方の中小企業も兼業・副業人材を受け入れやすくするため、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化を進めること。

2 地方の子育て環境のさらなる充実

例えば、出生時に子ども1人当たり1千万円を全国一律で支給するなど、すべての子育て世帯が社会に見守られ応援されていると強く実感できるような策を講じること。

さらに、子育て環境の優れた地方において子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充や柔軟な運用など、地方の取組に対しさらなる財政措置を講じること。

3 若者が地方で学べる機会の創出

(1) 地域間の大学定員の偏在是正

平成30年度から10年間、東京23区内の大学等の定員の増加を認めない措置がなされたが、都市と地方の大学定員の格差は依然として大きい。就学世代の人口が減少する中、今後も大都市圏への学生の集中が懸念されるため、大都市圏の大学の定員を削減し、地方の大学の定員拡大を促進すること。

また、大都市圏から地方大学への進学を拡大させるため、国の補填により地方大学の学費を低減するなど、東京23区等の大都市圏の大学と地方大学の学費に差を設ける制度を創設すること。

(2) 大学による地方創生の取組みに対する支援

福井県では、すべての高等教育機関が参加する「ふくいアカデミックアライアンス（F A A）」を昨秋設置し、産学官連携の下で入学者の確保や地元定着、協働教育等を推進しており、このような取組みが地方に人材を定着させるために極めて重要である。

このため、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の採択にあたっては、学生の地元定着と実践的な人材育成の両立が図られるよう、地元企業の魅力を現場で体験する課題解決型の教育プログラムや大学間の連携体制に重点を置いて評価すること。

(3) 地方大学の安定的な運営支援

地方大学が地域の「知」の拠点として安定的な運営を確保できるよう、国立大学運営費交付金や公立大学にかかる地方交付税措置、私立大学への助成拡充など基盤的な財政支援の充実を図ること。

4 誰もが地方で働くことができる環境の整備

(1) 企業の地方移転促進制度の強化

「地方拠点強化税制」について、「移転型」の適用要件に首都圏をはじめとする三大都市圏からの移転を含めるなど、東京 23 区内からの移転に限定しないよう緩和すること。併せて、税額控除の拡充など、より手厚い優遇措置を講ずること。

また、移転に伴う資産売却益および企業立地補助金等の益金不算入制度を導入するなどの措置を講ずること。

さらに、抜本的な構造改革の手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を全体として引き上げた上で、地方にのみ定率減税を行うことにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

(2) 特定技能外国人の受入の加速化

特定技能外国人の都市圏への集中を抑制するとともに、地域経済を支える人材不足の解消につなげるため、「特定技能 1 号」における受入可能な特定産業分野の見直しに当たって、本県における繊維産業など、地域の基幹産業を追加すること。

また、特定技能の在留資格が得られるまで時間を要することから、申請書類の簡素化や審査期間の短縮など、運用の見直しを行うこと。

(3) 全国一律の最低賃金の実現

最低賃金について、現行制度を見直し、影響を受ける地方の中小企業に対し、良好な経営のための生産性の向上や新たな需要を生み出す技術開発への支援をさらに充実した上で、段階的に地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金を実現すること。

(4) 創業・ベンチャーの発掘・育成支援の充実

新たな地域経済の担い手を創出するため、民間事業者によるコワーキングスペース等の設置・運営や、官民が協働して伴走型で応援する仕組みの構築など、創業やベンチャー企業育成の環境づくりに対する支援制度を創設すること。

5 超高速情報通信基盤整備への支援の継続・拡充

超高速情報通信基盤の整備を推進するため、「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」について、令和3年度以降も事業を継続するとともに、財政力指数にかかる要件を緩和すること。

また、「高度無線環境整備推進事業」についても、自治体が整備する場合の国庫補助率を一律（補助率1／2）とすること。

6 人口移動分析の強化

人口移動の状況など、国が保有するデータについて、地域課題の解決に資するよう、オープンデータ化を進めるとともに、データの分析および自治体への情報提供を強化すること。特に、国においては、住民基本台帳を活用した移動人口数は把握しているが、移動理由についての項目がないため、転入届や転出届に調査項目を追加するなど、人の移動に関する全国的な要因分析を行い、RESASのように分かりやすく、利用が容易な形で地方にデータを提供すること。

7 地方一般財源の総額確保

地方創生・人口減少対策や公共施設等の長寿命化、国土強靭化のための防災・減災事業、増加する社会保障費などの財政需要に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を確保すること。

また、地方交付税の法定率引き上げを含む抜本的な見直しにより、臨時財政対策債に依存しない持続可能な制度を確立すること。

8 自由度の高い地方創生交付金の確保

地方創生交付金については、新たな事業に活用しやすくするよう総額を拡大するとともに、地方がより主体的に取り組めるよう、さらに自由度を高め、弾力的な運用を図ること。

9 地方創生にふさわしい選挙制度改革

参議院の選挙制度について、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

【担当部署：総務部 財政課、税務課、大学私学課
/ 地域戦略部 未来戦略課、統計情報課 / 交流文化部 定住交流課
/ 健康福祉部 子ども家庭課 / 産業労働部 企業誘致課、労働政策課】

【最重点事項 3】

北陸新幹線の早期完成・開業とまちづくりの推進

【総務省、財務省、国土交通省、鉄道・運輸機構、環境省】

経済波及効果を早期に発現し、国土強靭化や東京一極集中の是正、地方創生を促進する観点から、北陸新幹線の整備を最優先課題として進めること。

また、本県にとって100年に1度のチャンスである、北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大坂までの全線開業の効果を最大限に生かすため、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、新時代の観光まちづくりに必要な対策を講じること。

1 敦賀までの整備促進

金沢・敦賀間の整備を促進し、令和4年度末の開業を確実に実現すること。また、令和元年東日本台風による車両浸水で運休や減便が生じたため、金沢・敦賀間も含めこうした被害が生じないよう、万全の対策を講じること。

2 敦賀・新大阪間の早期整備

環境アセスメントを速やかに進めるとともに、早期に建設財源の見通しをつけ、福井・敦賀開業から切れ目なく着工し、北海道新幹線札幌開業（令和12年度末）頃までに大阪までのフル規格による全線開業を実現すること。

また、JR小浜線は特急が運行されておらず、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しない。この考え方を確認すること。

3 福井・敦賀開業時の利便性確保

(1) 金沢駅と同数の新幹線の運行本数確保

福井・敦賀開業時における敦賀駅までのかがやき・はくたか・つるぎの運行本数は、金沢駅と同数とすること。

(2) 北陸と関西・中京とのアクセス向上

福井・敦賀開業から全線開業までの間、敦賀駅において新幹線と特急との乗換えが生じることから、敦賀駅発着のすべての新幹線と乗り継げる特急を確保すること。

また、北陸への導入が断念されたフリーゲージトレインの代替策として、関西まで直通する特急の存続を検討すること。併せて、北陸・中京間の移動の利便性を確保するため、中京に直通する特急の存続についても検討すること。

(3) 新幹線および特急のダイヤ編成

新幹線および敦賀駅発着の特急の始発・終着列車について、県民ができるだけ長く首都圏や関西圏、中京圏に滞在できるようなダイヤ編成とすること。

4 県内事業者の受注機会の確保・増大

県内事業者の受注機会を確保・増大するとともに、県産材や県産品を活用すること。

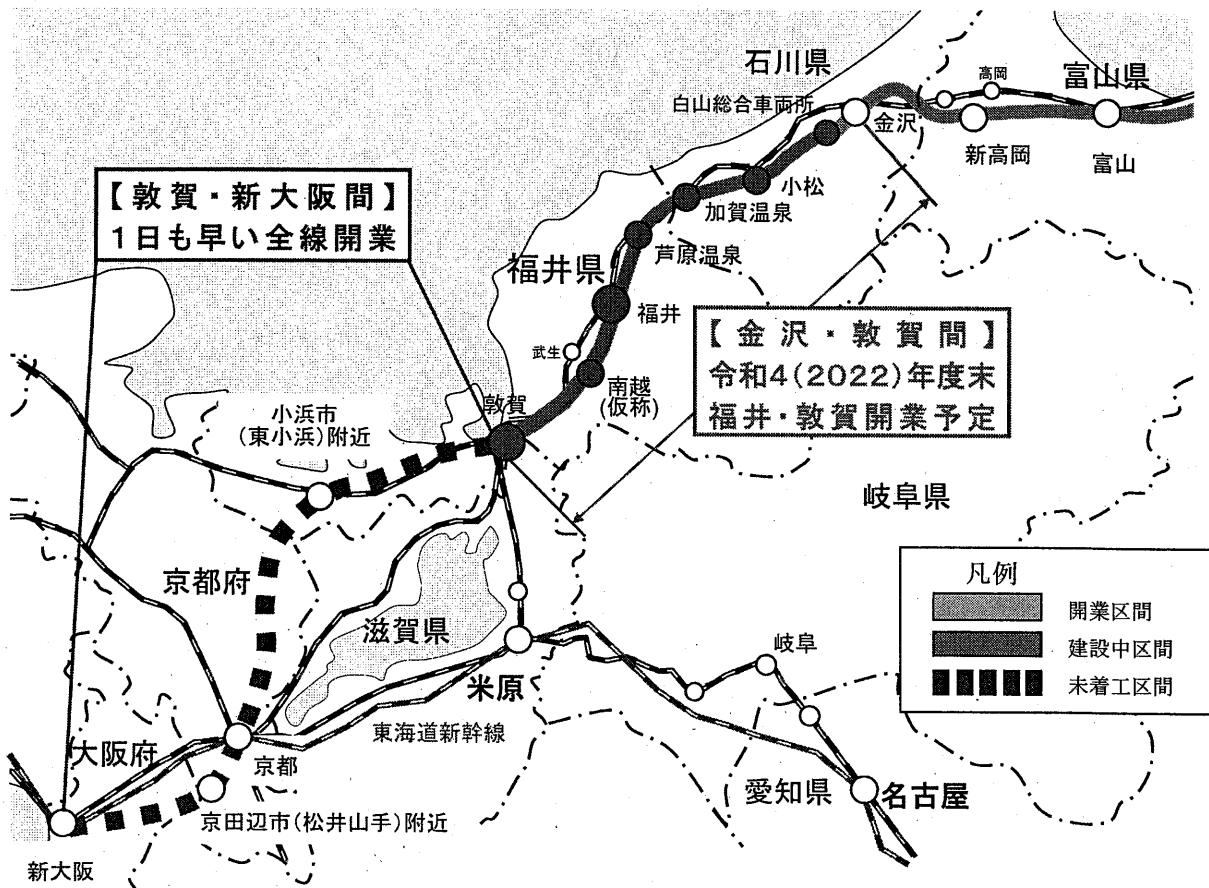
5 新幹線駅周辺整備の確実な推進

北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、駅へのアクセス道路や駅前広場など、県や市が行う新幹線駅周辺の整備が着実に進むよう、必要な予算措置を行うこと。

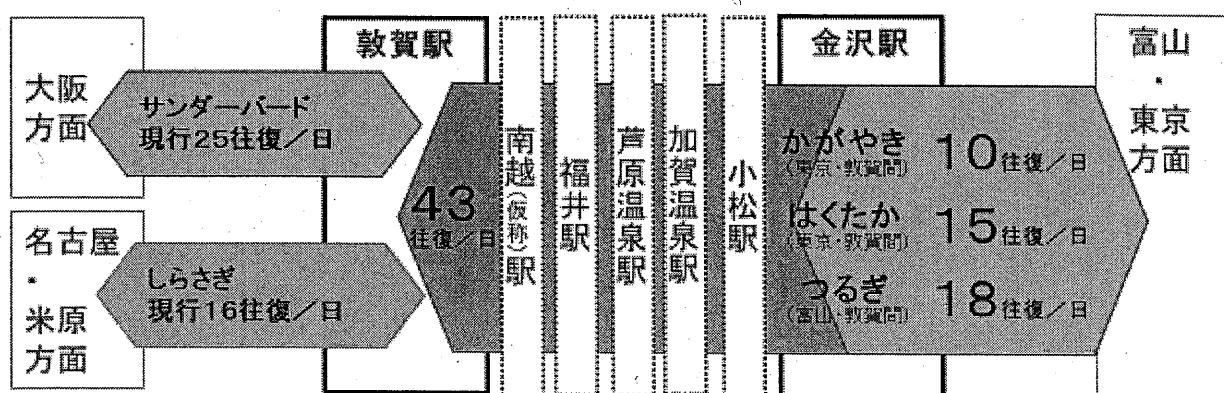
また、福井駅西口で進められている市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化のための重要な事業であることから、必要な予算措置を行うこと。

【最重要事項3】

○北陸新幹線の整備状況



○福井・敦賀開業時の利便性確保



・ 2017年度の鉄道旅客流動 北陸・関西間1日当たり 18,500人
北陸・中京間1日当たり 4,200人

最重点事項 3

6 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上への支援

- ①令和5年春の北陸新幹線福井・敦賀開業や令和7年に開催される大阪・関西万博に向け、地域固有の優れた景観資源の保存・活用による観光地の魅力向上を図り、観光客の周遊・滞在を促進するため、令和元年度で終了した「景観まちづくり刷新支援事業」を再度事業化するなど必要な予算措置を行うこと。
- ②本県の東尋坊などに代表される、優れた観光資源を有する国定公園の魅力を向上させるため、廃屋撤去による景観整備や遊歩道の再整備への支援等、国立公園と同様の予算措置を国定公園でも行うこと。
- ③サイクルツーリズムを推進するため、本県の三方五湖を中心としたサイクリングルートの整備に対し、「先進的なサイクリング環境整備事業」による予算措置を行うこと。

7 国際観光旅客税の地方配分

国際観光旅客税について、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源を整備するため、その税収の一定割合を地方団体が活用しやすいように考慮した上で、交付金等により地方に配分すること。

8 冬季観光産業における軽油引取税の課税免除の継続

本県のスキー場産業の来場者数は年々減少し、毎年厳しい経営状況であることから、スキー場産業を営む索道事業者に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を継続すること。

【担当部署：総務部 税務課 / 地域戦略部 新幹線建設推進課、交通まちづくり課
/ 交流文化部 観光誘客課 / 土木部 都市計画課】

最重点事項 4

高規格幹線道路の早期開通と国道8号の整備推進

【国土交通省】

本県の高規格幹線道路および国道8号は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

北陸新幹線福井・敦賀開業と同時期の大野油坂道路の開通が実現できるよう、必要な予算措置を行うとともに、以下の対策を講じること。

①大野～大野東間

- ・令和4年度の開通に向けて、区間で最も長い真名川橋（仮称）などの工事を推進すること。

②大野東～和泉間

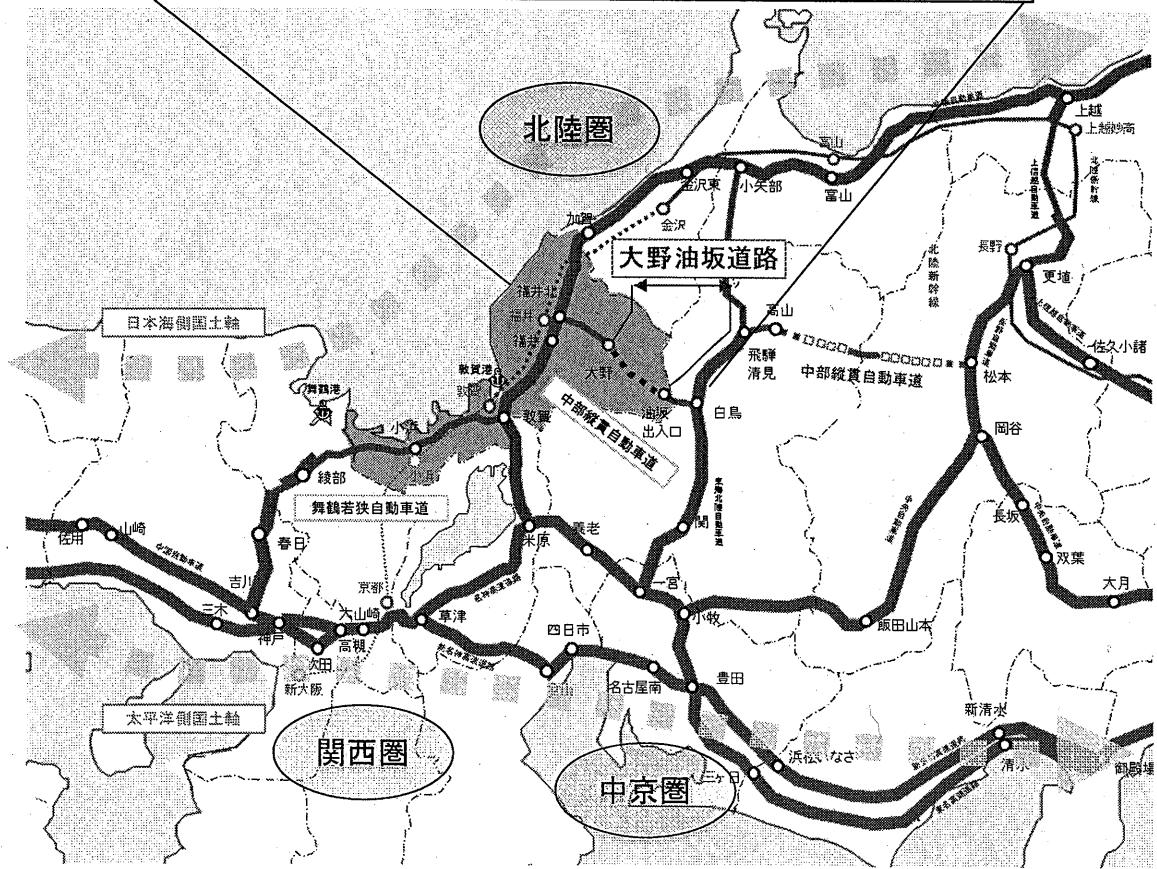
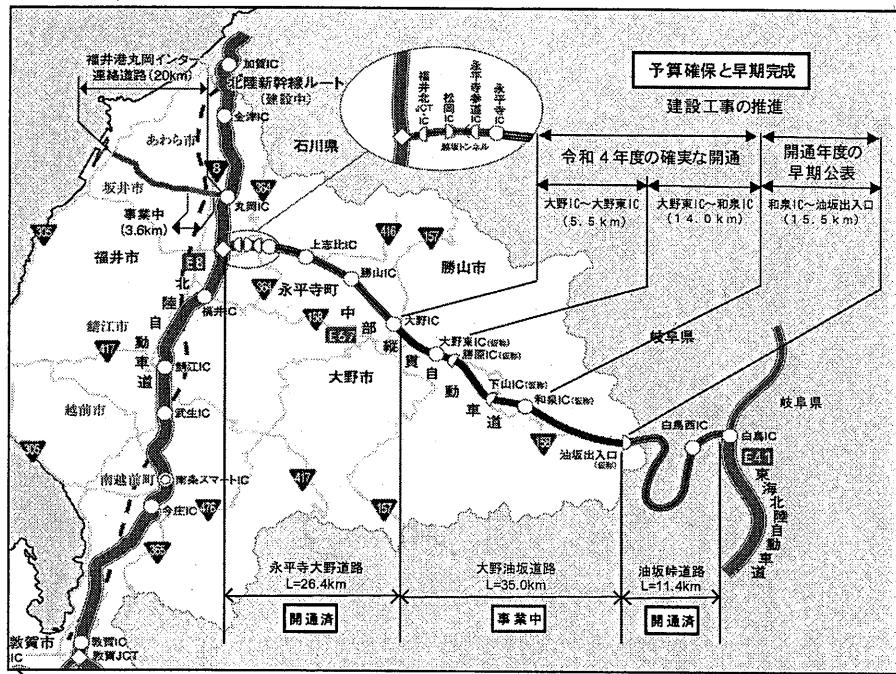
- ・令和4年度の開通に向けて、工期の長い荒島第2トンネル（仮称）などの工事を推進すること。

③和泉～油坂間

- ・早期に開通年度を公表するとともに、工期の長い大谷トンネル（仮称）などの工事を推進すること。

最重要事項 4

○中部縦貫自動車道の整備状況



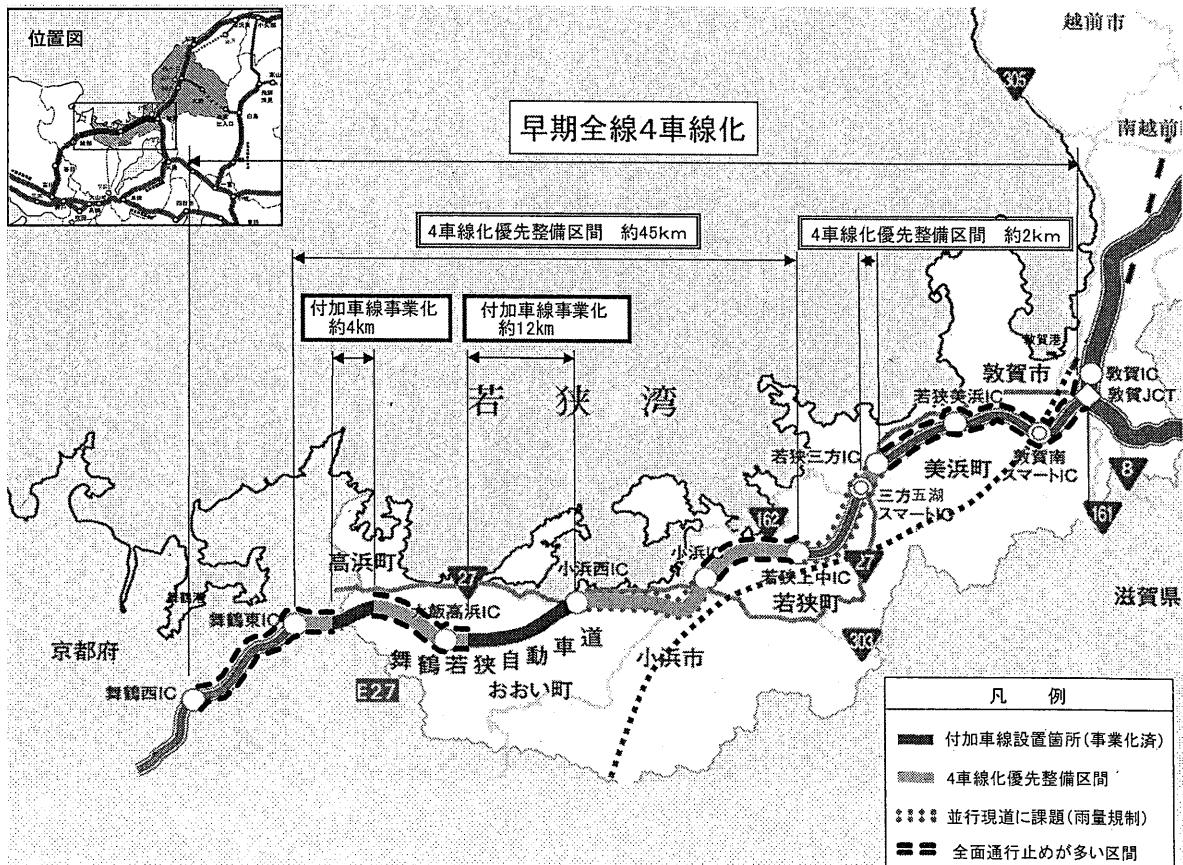
2 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

防災・減災対策ならびに代替性確保の観点から事業化された舞鶴東～小浜西間（16km）の4車線化等の工事に早期着手すること。

また、4車線化の優先整備区間として選定された区間（舞鶴東～若狭上中間、三方五湖スマートIC～若狭三方間）について早期に事業化し、10年程度で完成を図るため、財政投融資の活用等の予算措置を行うこと。

さらに、残る区間（若狭上中～三方五湖スマートIC間、若狭三方～敦賀間）においても、事故防止等の観点から早期に4車線化を図ること。

○舞鶴若狭自動車道の整備状況



3 国道8号の整備推進

国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靭化の面で重要な路線であり、平常時に加え災害時においても機能強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

- ・ 北陸道と国道8号の交通量は、石川県との県境部においても合わせて4万台/日を超え、このうち約3割を国道8号が分担
- ・ トラックなどの大型車の割合は、石川県境部で約3割、南越前町～敦賀市間は約4割を国道8号が分担

石川・福井県境部の交通量(())内は大型車混入率)

国道8号 13,644台/日(31%)、北陸道 27,763台/日

南越前・敦賀間の交通量(())内は大型車混入率)

国道8号 11,376台/日(37%)、北陸道 27,828台/日

- ・ 石川県境部や南越前・敦賀間にについては急勾配や線形の悪い区間が残り、平成30年2月の大雪時の車両滞留や大雨時の法面崩落等による通行止めが発生

最重点事項 4

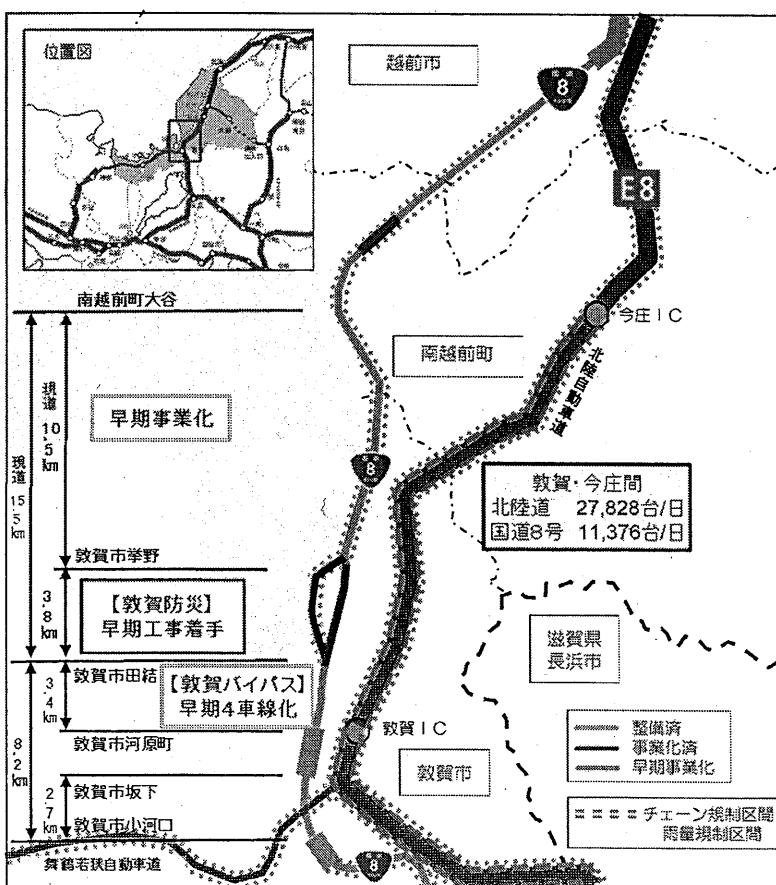
(1) 南越前町～敦賀市間の早期整備

- 敦賀市拳野～田結間 (3.8 km) の敦賀防災について早期に工事着手すること。
- 通行止めや事故が多発する南越前町大谷～敦賀市拳野間 (10.5 km) についても、順次事業化すること。
- 現道の防災上危険な個所についても早急に対策を実施すること。

(2) 敦賀バイパスの整備推進

- 敦賀市田結～小河口間 (8.2 km) の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況

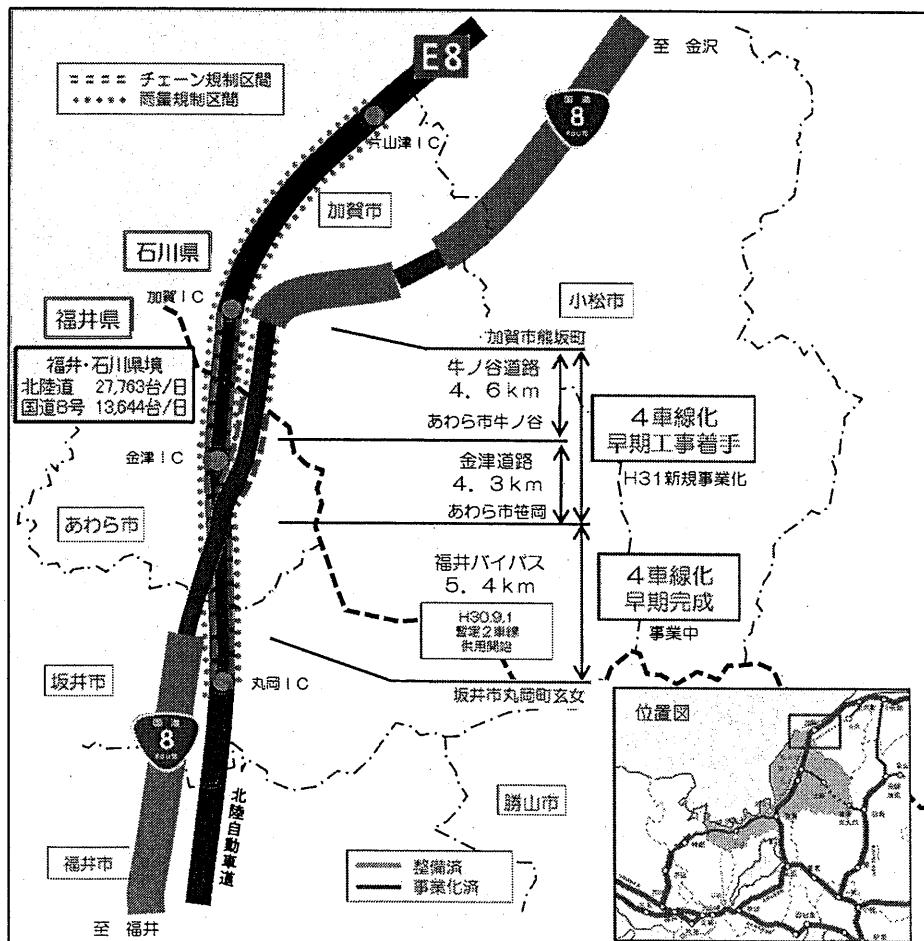


最重点事項 4

(3) 石川・福井県境部の整備推進

- 石川県加賀市熊坂町～あわら市 笹岡間 (8.9 km) の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。
- 事業中である福井バイパスについて、残るあわら市 笹岡～坂井市丸岡町玄女間 (5.4 km) を、早期に4車線で完成すること。

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



【担当部署:土木部 道路建設課、高規格道路課】

敦賀港の機能強化による強靭な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、北海道から九州までの日本全域を背後圏とし、日本海側の港湾で唯一、コンテナ、フェリー、RORO船の航路が就航するユニットロードの拠点である。また、4車線化が進む舞鶴若狭自動車道等の複数の高速交通体系で太平洋側と直結するとともに、関西・中京圏から最も近い日本海側港湾であることから、太平洋側港湾被災時の代替港としての機能を有する。

このような敦賀港において、さらに港湾機能を強化するため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

1 国際物流ターミナルの整備推進

鞠山南地区国際物流ターミナルにおいて整備中の岸壁を令和3年度までに確実に完成させるとともに、コンテナ、RORO貨物の集約により更なる荷役効率化を図るため、引き続き岸壁の延伸を進めること。

2 次世代高規格ユニットロードターミナルの形成

国の中長期政策（PORT 2030）に位置づけられている次世代高規格ユニットロードターミナルについて、日本海側最大のユニットロードの拠点であり、太平洋側港湾の代替機能も併せ持つ敦賀港において実現できるよう支援すること。

【担当部署：土木部 港湾空港課】

最重要事項 5

敦賀港の背後圏

RORO 船航路
週 6 便

フェリー、RORO 船航路
週 14 便

九州航路
貨物背後圏

北海道航路
貨物背後圏

博多港

吉小牧港



国際物流ターミナルの整備推進

未整備 150m

整備中 130m

整備済 280m

金ヶ崎地区
九州 RORO

鞠山南地区

北海道 RORO 移転

北海道 RORO

九州 RORO

外航コンテナ

大型クルーズ船にも対応

- 1 国際物流ターミナルの整備推進
- 2 次世代高規格ユニットロードターミナルの形成

北海道 RORO

鞠山北地区

次世代高規格ユニットロードターミナルイメージ

自動料金決済

情報通信技術を活用した
シャーシ共同管理場

運航事業者との協働によ
るターミナル規格の統一

船舶自動運航

ユニットロードターミナル
と個々のロジスティクス施
設間を自動運転で接続

宿泊・休憩施設

車両の自動運転

自動駐着岸壁設置

陸上給水電施設

福井空港の利活用の促進

【文部科学省、国土交通省】

福井空港は、昭和41年に開港し、昭和51年の定期便の休航以降も、小型ジェット機など、地方管理空港の中でも全国トップクラスの年間着陸回数を誇り、防災ヘリや警察ヘリの活動拠点ともなるなど、広域防災上においても非常に重要な空港である。

また、近年においては、福井空港を最先端技術の実証の場としても活用する動きが出始めている。

このような福井空港において、さらなる利活用の促進を図るため、以下の対策を講じること。

1 福井空港を活用した航空機の実証実験

JAXAが進めている冬期の航空機の安全性向上に関する研究について、雪国ならではの技術を有する本県および県内企業と連携して開発を行うこと。

また、冬期特有の積雪や落雷が多い福井空港を活用して実証実験を実施し、早期の実用化を目指すこと。

2 福井空港におけるRAGの継続

福井空港のRAG（遠隔対空通信）は、県内外の空港利用者や周辺住民の安全・安心の確保、空港が担う地域防災・医療機能の維持および今後の利活用にとって必要不可欠なインフラであるため、福井空港において、今後も国の責任のもとRAGを継続すること。

- ・RAGのある地方管理空港で3番目に多い年間着陸回数（年間3千回）
- ・南海トラフ地震時救助活動拠点の候補地であり、災害発生時には他県からの防災ヘリの離発着拠点として利用
- ・令和3年度からドクターヘリの運航を予定

【担当部署：地域戦略部 未来戦略課 / 土木部 港湾空港課】

次世代農林水産業の推進

【内閣府、農林水産省】

本県の次世代農林水産業の推進に向け、研究・生産基盤の整備、次世代の人材育成、輸出拡大、獣医師確保への対策を講じること。

1 水産学術産業拠点の整備への支援

(1) 共同研究への参画・支援

トラウトサーモンやマハタの生産拡大につながる養殖技術の開発やＩＣＴを使った効率的な養殖管理システムの開発など、県、県立大学、民間企業等が連携して実施する共同研究に参画するとともに、その研究費を支援すること。

(2) 産学官連携による人材育成への支援

水産増養殖分野の即戦力となる若手技術者を育成するため、誘致する企業との実践的な共同実習を行う教官について、水産研究・教育機構から派遣すること。

(3) 施設整備への支援

産学官が連携して行う人材育成および共同研究に必要な施設の整備に対し、最大限支援すること。

2 農林水産業における基盤整備・生産設備強化への支援

(1) スマート農業推進に向けた支援の拡充

スマート農業の農業現場への実装を加速化するため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金における先進的農業経営確立支援タイプにイノベーション優先枠を設けるとともに、地域担い手育成支援タイプと合わせて補助率を引き上げること。

(2) 競争力のある園芸産地拡大への支援

園芸の導入による所得向上を目指し、本県が計画的に進めているミディットマト、イチゴ等を栽培する高度環境制御栽培施設の整備や、水田を活用した園芸の機械化・大規模化など園芸産地の拡大に対し、引き続き支援すること。

(3) 林業の基盤整備の充実に向けた支援

本県の効率的な木材生産を進めるため、森林資源の早期把握に寄与する航空レーザの計測費用について、路網整備額に関わらず必要額を補助するよう制度を改正すること。併せて、高性能林業機械および木材加工工場の整備に係る支援内容を充実させるとともに、十分な予算を確保すること。

(4) スマート水産業推進に向けた整備の実施

資源保護に向けて意欲的に取り組む本県漁業者に対し、資源管理の高度化を図るため、ＩＣＴを活用したデータ収集システムの整備を迅速に進めること。

3 次世代の農林水産業を担う人材育成

(1) 農業の人材育成支援制度の拡充

園芸分野における新規就農者の初期投資負担を軽減するため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金において新規就農者枠を設けるとともに、上限額・補助率を引き上げること。

(2) 林業の人材育成支援制度の創設

自伐林家や特用林産物の複合経営をめざす新規就業者が、先進的な林業者のもとで、自立するための知識や技術を習得する期間の経済的負担を軽減する支援制度を創設すること。

また、ふくい林業カレッジ研修生に給付する「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保すること。

(3) 水産業の人材育成支援制度の創設

水産業の新規就業者の生活基盤が確保できるよう、就業後の給付金制度を新たに創設すること。また、本県の水産カレッジでの新規就業研修に要する経費への十分な予算を確保すること。

4 農林水産物等の輸出拡大

(1) 海外での営業代行の取組みに対する支援

新たに輸出に取組む食品事業者の掘り起こしや中小事業者の販路拡大に向け、事業者による現地での営業を県がまとめて代行委託する取組みを、先進的な事例として財政支援すること。

(2) 輸出拡大のソフト・ハード事業に係る支援・条件緩和

輸出拡大に向けて、グローバル化に必要な調査・計画策定やHACCP等に対応した施設改修・機器導入など、ソフトおよびハード事業に対し、小規模な事業者も取り組めるよう事業要件を緩和するとともに、引き続き強く支援すること。

5 家畜伝染病の防疫対策に向けた獣医師確保策の充実

家畜伝染病が多数発生した場合に備え、国が民間も含めた獣医師を確保し、産業動物獣医師の確保が困難な県に対し、派遣・運用する仕組みを構築すること。

【担当部署：総務部 大学私学課 / 農林水産部 流通販売課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、水産課、県産材活用課、森づくり課】

嶺南Eコスト計画の推進

【内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

「嶺南Eコスト計画」（令和2年3月策定）の実現に向けたプロジェクトに国が主体的に参画するとともに、立地地域振興に必要な政策を強化するため、以下の施策を着実に実施していくこと。

1 嶺南Eコスト計画に基づく施策の推進

（1）原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、国が敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、この拠点の中核的施設として国が新たに整備する「試験研究炉」は、わが国の原子力の安全を確保するために不可欠な人材育成の観点からも極めて重要であることから、早期着工を図るとともに、研究開発や産業分野への活用など地域振興にも繋がるものとすること。

国が「もんじゅ」を含む周辺地域において実施する高速炉研究開発の内容を早急に具体化すること。

（2）原子力人材育成におけるIAEAとの連携強化

本県とIAEAとの覚書に基づく国際会議や研修の開催を支援するとともに、令和3年度に予定している覚書更新に協力すること。

(3) 原子力・エネルギー関連技術等に関する企業支援や新産業の創出、研究開発支援

原子力発電所立地地域におけるデコミッショニングビジネスの育成について、地元企業が行う技術向上・人材育成、受注拡大に向けた企業連合体の結成等の取組みを支援するとともに、クリアランス制度の社会への定着に向けた理解活動を積極的に行うこと。

また、宇宙産業の拠点化や理化学研究所と連携した放射線育種、エネルギー源の多様化等に関する最先端の研究開発・実用化を推進するため、十分な支援を行うこと。

併せて、鉄道総合研究所が研究開発を進める燃料電池鉄道車両（F C V車両）の嶺南地域での実証試験の実現に向けた支援を行うこと。

(4) 新たな交付金制度の創設

様々なエネルギーを活用した地域産業の育成やまちづくりの取組みが、立地地域に人・企業・技術・資金を呼び込む全国的なモデルケースとなるよう、計画の推進に幅広く活用できる新たな交付金制度を創設すること。

(5) 推進体制への参画

計画をより着実に実施するため、国は、実施主体の一員として、新たに設ける協働推進組織に職員を派遣すること。

2 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。

また、再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

3 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長

今年度末に失効する現行法を延長するとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実・強化を図ること。

また、特別措置法に基づく「振興計画」に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講じること。

4 電気供給業に係る収入金額課税の堅持

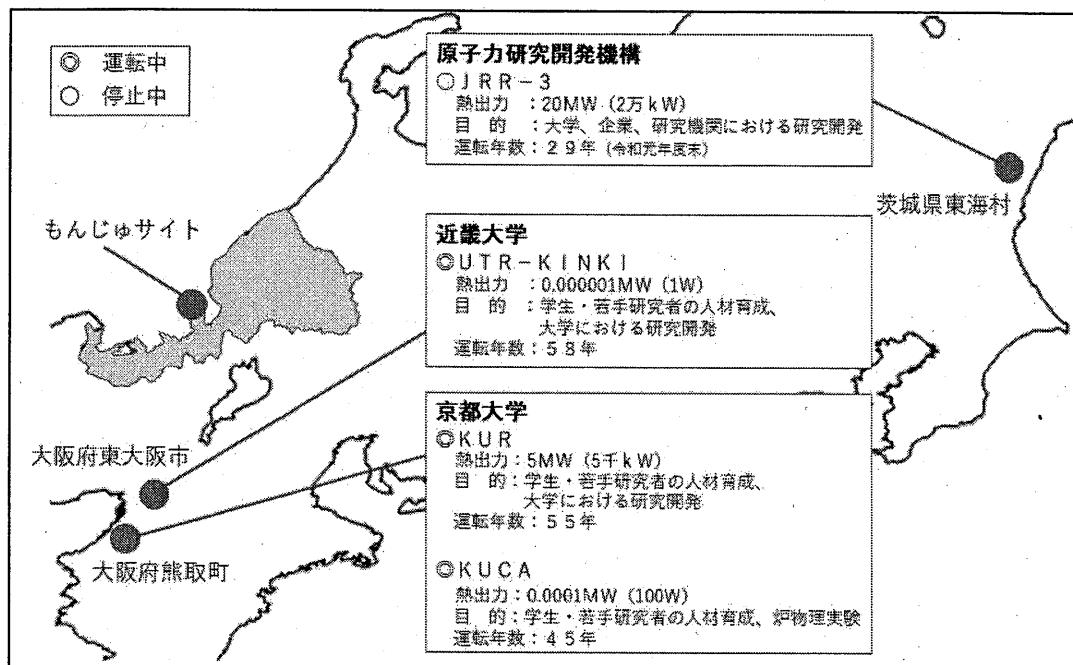
電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

【担当部署： 総務部 税務課 / 地域戦略部 電源地域振興課、交通まちづくり課】

最重点事項 8

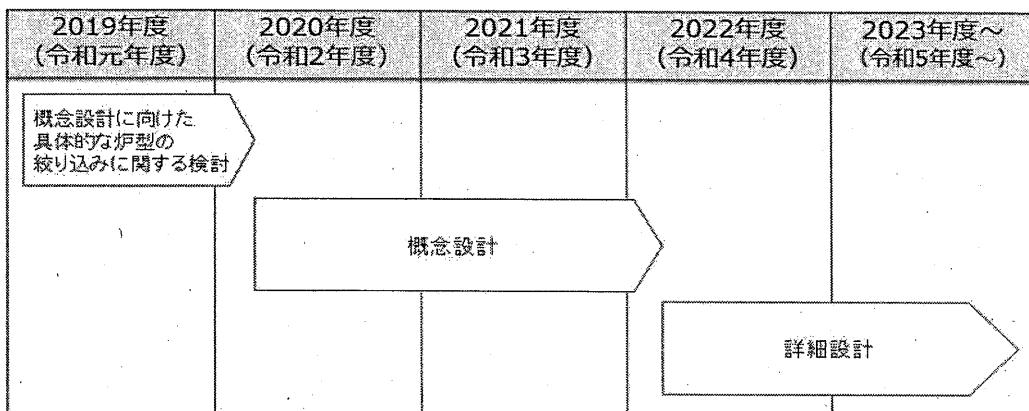
○試験研究炉

- ・人材育成や大学・企業の研究開発等に使われている国内の主な試験研究炉



※国内で運転中または運転継続予定の試験研究炉8基のうち、5基が運転開始から40年以上経過

- ・「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉に係る国 の整備スケジュール



エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要な事項である。

エネルギー基本計画においては、原子力を重要なベースロード電源とする一方で可能な限り依存度を低減するとしており、原子力の将来像が曖昧なままである。

また、県民の安全・安心を最優先することが重要であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力・エネルギー政策の着実な実行

廃炉、40年超運転、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の処分、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題について、国が全体性を持って検討を加速し、責任ある政策を着実に実行すること。

(2) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性について説明・説得し、立地地域はもとより電力消費地における理解をさらに深めること。

特に、エネルギー基本計画で定めた原子力比率20～22%は40年超運転により達成可能としていることから、40年超運転の必要性やプラントの安全性について国民に対し丁寧に説明し、理解を得ること。

また、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(3) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(4) 使用済燃料の中間貯蔵施設への積極的関与

使用済燃料の中間貯蔵施設の県外立地について、事業者ができるだけ早期に具体的な計画地点を明示できるよう、国がより積極的に関与し着実に進めること。

(5) 使用済M〇X燃料の処理・処分への対応

使用済M〇X燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(6) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

①「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、燃料取出し等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

さらに、使用済燃料やナトリウムの県外搬出の実現に向けて技術的な課題や搬出先など検討を加速し、その結果を示すこと。

②「ふげん」については、廃止措置が着実に進むよう、使用済燃料の海外搬出に向けて計画を進捗管理するなど指導・監督を強化すること。

(7) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(8) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

2 実効性ある安全規制の実施

- ①原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図るとともに、国民に対し発電所の安全性について正確で分かりやすい説明を行うこと。
- ②現場を重視した実効性のある安全対策を進めるとともに、万が一の際の事故制圧・防災体制を一層強化するため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ③原子力規制委員会は、立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元の声に耳を傾けるよう、意思疎通を図ること。
- ④活断層の評価等については、国が事業者に対して根拠を示した上で解決すべき課題を明らかにし、公平・公正な科学的議論を尽くすこと。

最重点事項9

3 LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靭化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイplineの整備構想を国が早期に策定し、財政支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 電源地域振興課 / 安全環境部 原子力安全対策課】

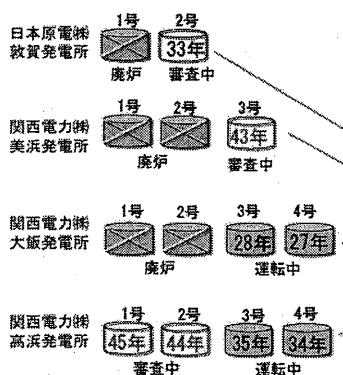
○原子力に関する福井県の課題

○再稼働

- 1) 大飯3、4号機
 - ・3号機 平成30年4月に営業運転再開
 - ・4号機 平成30年6月に営業運転再開
- 2) 高浜3、4号機
 - ・3号機 平成29年7月に営業運転再開
 - ・4号機 平成29年6月に営業運転再開

○40年超運転

- ・高浜1、2号機は平成28年6月、美浜3号機は同11月に運転期間延長を認可



○廃炉

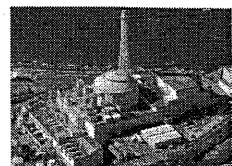
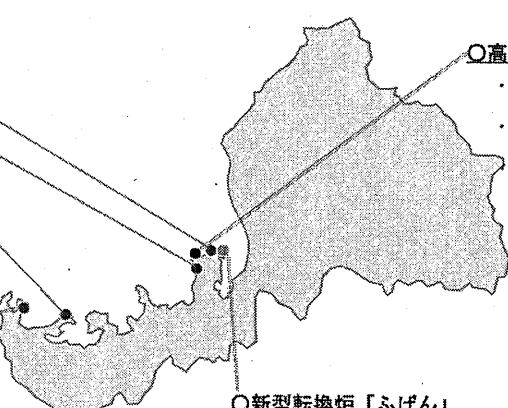
- ・美浜1、2号機 平成29年4月廃止措置計画認可、作業着手
- ・敦賀1号機 平成29年4月廃止措置計画認可、作業着手
- ・大飯1、2号機 令和元年12月廃止措置計画認可、作業着手

○使用済燃料の中間貯蔵

- ・使用済燃料の中間貯蔵施設について、県は、一貫して県外立地を要請
- ・関西電力は、2020年頃の計画地点確定、2030年頃の操業開始を計画。現在、具体的な計画地点を選定中

○高速増殖原型炉「もんじゅ」

- ・平成28年12月、国の原子力関係閣僚会議において廃炉を決定
- ・平成30年3月、廃止措置計画認可。4月に敦賀廃止措置実証本部を設置
- ・平成30年8月、燃料取出し作業を開始



○新型転換炉「ふげん」

- ・平成15年3月、運転終了
- ・平成20年2月、廃止措置計画認可

原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

- ①広域避難計画（「緊急時対応」）が策定された高浜・大飯地域のほか、敦賀・美浜地域においても、国が主体的に実効性ある計画を策定すること。
- ②バスや福祉車両の輸送手段、スクリーニング・除染体制、降雪時における避難経路の確保など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ③交通誘導対策の強化や避難道路の改良等により避難を迅速に行うため、原子力災害時避難円滑化モデル事業に代わる恒久的な支援制度を創設すること。
- ④円滑な住民避難を行うため、発電所の状況、避難情報、交通規制など関係機関がそれぞれ提供する情報を集約し、多言語にも対応したポータルサイトを立ち上げるなど、住民への的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。
- ⑤新型コロナウイルス感染症など感染症の流行下において原子力災害が発生した場合の避難所・避難車両等における具体的な感染防止対策を示すこと。また、感染防止対策に必要となるマスク、消毒液、間仕切りなどの資機材整備に係る財源措置を行うこと。

(2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、自然災害等により集落が孤立した場合に大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶の活用など、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

(4) 原子力災害医療体制の整備への支援

原子力災害医療体制に係る資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保等について、財政措置も含めた支援を強化すること。

特に、原子力災害拠点病院の機能充実や運用保守費用についても財政支援を行うとともに、中長期的な視点で原子力災害医療に係る人材育成に取り組むこと。

(5) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信

- ①安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、薬局配布に加え対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。
- ②転出や死亡、使用期限切れにより不要となった安定ヨウ素剤については、個人による廃棄処分を検討すること。
- ③乳幼児・小児など服用を優先すべき者が日中過ごす学校や保育所等での緊急時における速やかな配布・服用について、関係省庁との連携・協力による体制を整備すること。また、乳幼児等の服用の必要性について保護者等の理解を促進するとともに、乳幼児健診の活用など、乳幼児への確実な配布に向けた具体的方策を示すこと。
- ④昨年の原子力災害対策指針の改正による安定ヨウ素剤の配布基準の見直しなど、配布・服用の考え方の変更について、国において住民向けにリーフレット等を作成し、積極的に広報すること。
- ⑤原子力災害時における安定ヨウ素剤の配布について、被災自治体のみでは、緊急配布の要員を確保することは困難なため、電力事業者や自衛隊等による人員体制を整備すること。

(6) スクリーニング・除染体制の充実

スクリーニング・除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用の検討にあたっては、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できる体制を構築すること。さらに、除染により発生した汚染水等の保管場所や処理方法等について国が主導的に方向を示すこと。

【担当部署：安全環境部 危機対策・防災課 / 健康福祉部 地域医療課】

重 点 事 項

(人づくり)

- 一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり
- 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 中小企業・新産業への支援充実
- 農林水産業の成長産業化
- 外国人が活躍できる環境の整備

(交通・まちづくり)

- 幹線道路ネットワークの整備推進
- 並行在来線への支援
- JR小浜線の高速化・安全対策の強化
- 地域公共交通の利便性向上

(交流拡大)

- スポーツを通じた地方の活力創出
- 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

(安全・安心)

- 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 集落対策の充実
- 防災・減災、国土強靭化対策の抜本強化
- 県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進
- 原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化
- 原子力発電所立地地域への自衛隊の配備
- 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

重点事項1

一人一人の個性が輝く、ふくいの未来を担う人づくり

【文部科学省】

本県においては、基礎的な学力・体力は身についているものの、全国と同様に、学年が進むにつれて地域への関心や自己肯定感が下がり、将来に明るい希望を見いだせない子どもが増える傾向にある。

こうした状況において、子どもたちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるだけでなく、一人一人が個性を発揮し自らの可能性に挑戦し、一人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を育成することが不可欠であるため、以下の措置を講じること。

1 高等学校におけるＩＣＴ環境の充実

タブレットならではの利点を生かした個別学習の質の向上を図るとともに、効果的な協働学習を実現するため、高等学校における1人1台端末の整備に必要な財政支援を行うこと。

2 学校施設整備に関する支援の充実

多様化する教育課題等に対応し、時代に即した学習環境を整備するため、学校の再編や大規模改修等について、十分な予算を確保すること。

3 大学入学共通テストへの対応

2024年度に見直しを予定している大学入学共通テストについては、現在開催している「大学入試のあり方に関する検討会議」においては、公正公平な試験実施のため、教育現場の実情を十分に踏まえ、十分に議論を尽くした上で制度設計を行い、早期の情報開示、周知に努めること。

また、「情報Ⅰ」など新たな入試科目の導入についても、同様の対応に努めること。

4 地方における特色ある教育活動への支援の充実

新たな学習指導要領においては、地域と学校の連携・協働による教育課程の編成や探究的な学びの実施を求めており、本県においても、地域と連携した魅力ある高校や学科の在り方の検討を進めている。

人口減少が進む中で、地域における生徒の教育機会を確保し、将来の地域を担う人材を育成するため、「地域との協働による高校改革推進事業」の拡充など、地域の高校の取組みに対する支援を一層充実するとともに、一部のモデル事業に限らない特色ある教育課程の編成や教育活動を支援する補助制度を創設すること。

5 職業教育の充実

高度な技術や専門的な知識を身につけ、地域の産業を支える質の高い人材を育成するため、高校生を対象とした専門資格試験の受検費用の補助制度を創設すること。

また、高校生の進路選択の一つとして就職や進学以外にも起業等に触れる機会を充実し、新たな視点から地域産業を活性化させる人材を育成するため、起業家教育や起業家育成、事業継承などに対する支援を行うこと。

6 特別支援教育の充実

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒が増加している中、「高校通級」に関して、当県では他県と比べ実施校数が多く、積極的に取り組んでいることから、地域の実情に応じた通級指導教員の加配など財政措置を行うこと。

また、高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加しており、安全かつ安心な医療的ケアの実施体制を整えていくためにも、学校看護師等の配置に関わる財政措置の一層の充実を図ること。

7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置への支援

児童生徒の成長を見守り、その特徴や個性を理解したきめ細かな生徒指導が行えるよう、専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に確実に配置できるよう財政支援の拡充を図ること。

8 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校英語の教科化を導入する以上、JETプログラム以外の外国語指導助手も含めた小学校ALT等の雇用および配置に対する財政支援の充実を図ること。

9 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しており、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となることから、遠距離通学の補助期間の延長や補助要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

10 放課後の多様な体験・活動の充実

放課後子ども教室にかかる補助金について、令和2年度よりコミュニティ・スクール（以下、CS）の導入が補助要件とされているが、福井県独自の福井型CSを国のCSと同様のものとして扱い、補助金の交付についても継続すること。

11 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材確保、日本語指導ができる教員養成、少数在籍校を含む日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置支援、翻訳機の整備支援等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発、配付支援を図ること。

【担当部署： 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

本県のような地方では、都市部と比較して地域スポーツクラブ等の絶対数が不足しており、部活動指導員の確保が難しい状況にある。その中で、部活動指導について、生徒や保護者からの期待が大きく、教員が担わざるを得ない状況となっている。

また、地域の催し事への参加やボランティアの協力等を学校に求められることも多く、「学校以外に担うべき業務」として切り離すことは難しい状況である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められることは無理がある。時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

1 教職員定数の改善・充実

時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためには、まず標準法を抜本的に見直し、教職員定数を増やすことにより業務を分担できるようにすること。

2 教育課程の再編成

学習指導要領を見直し、教科の内容を精選するなど、思い切った教育課程の再編成を行うこと。

3 教職員業務の削減

国の施策・調査・研修の縮減や教員免許更新制度の廃止、学校徴収金の公会計化など、教職員の業務の削減につながる徹底的なスクラップを行うこと。

4 部活動の位置づけ、地域との連携の推進

(1) 部活動の位置づけ

部活動を学校教育活動以外のものであると明確にし、地域スポーツクラブ等へ移行、その後の運営等についての財政的支援をすること。

(2) 大会の在り方の見直しの推進

大会数の削減や参加資格を学校単位だけでなく地域スポーツクラブ等にも拡大するなど、日本中学校体育連盟等、学校の部活動が参加する大会の主催者に対し、大会の在り方の見直しについて、国がリーダーシップを發揮し推進すること。

5 教員の時間外手当の支給

教員には生徒の実習、学校行事、職員会議および非常災害対応等の4項目以外の時間外勤務を命ずることができず、代わりに一定額が教職調整額として支給されているが、教員に時間外手当を支給できるよう、給特法を改正すること。

6 教育現場に精通した弁護士の育成

スクールロイヤーの配置について、教育現場の実情に精通した弁護士を育成するための研修を各都道府県の弁護士会を対象に行うよう働きかけること。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

中小企業・新産業への支援充実

【内閣府、農林水産省、経済産業省】

1 円滑な事業承継の推進

(1) 小規模事業者向け施策の充実

事業承継税制について、個人事業者の活用が進むよう、対象資産の拡充や手続きの簡素化など、制度の見直しを講じること。

また、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

(2) 都道府県への地方交付税措置

国から都道府県へ権限移譲された中小企業経営承継円滑化法の事務や、都道府県が中心となり実施している事業承継ネットワークの事務など、都道府県の事務量が増加しているため、地方交付税の増額など十分な財政措置を行うこと。

2 地場産業の継承・発信への支援

(1) 伝統ものづくり産業の継承

伝統的工芸品の製造に欠かせない原材料等を将来にわたって確保するため、全国における生産者保護の充実、産地組合や地元農家が行う原材料の生産、海外からの調達および代替品の調査・研究など様々な面において支援を行うこと。

(2) 伝統的工芸品の世界に向けた発信

国際的大会・イベントのチケット、賞状、名刺、賓客に対するお土産品、今後建設される施設やパビリオンの内装、出展ブース等、あらゆる場面において、越前和紙や越前漆器を始めとする伝統的工芸品を使用し、1,500年の伝統を誇る伝統工芸産業の伝統継承を支援すること。

重点事項 3

3 新技術開発や開発成果の事業化促進等に対する支援

本県が進めている航空宇宙産業やヘルスケア産業など新たな分野の技術開発をより一層推進し、開発成果の事業化を促進するため、大企業等との専門的なネットワークを有する高度人材の活用や新規市場開拓などに対する支援を行うこと。

【担当部署： 産業労働部 創業・経営課、産業技術課】

農林水産業の成長産業化

【農林水産省】

本県の農林水産業の成長産業化に向け、以下の対策を講じること。

1 米政策見直しに伴う指導・支援強化

(1) 需要に応じた米生産に対する国の指導強化

米の生産過剰による米価の下落を防ぐため、国の需給情報に基づく米生産が行われるよう、各県に対し強力に指導すること。

(2) 戦略作物の本作化に向けた支援強化

麦、大豆、そば、飼料・輸出用米等の戦略作物への交付金について、主食用米と同等以上の所得を確保するため、令和3年度以降も現状の交付単価を維持し、十分な予算を確保すること。

2 鳥獣害対策に係る人材確保策の強化

人口減少・高齢化によって集落の一体的な鳥獣害対策が困難になった地域において、侵入防止柵や捕獲檻の設置、効率的な管理を行う人材確保のため、その作業労務費を支援すること。

また、鳥獣の捕獲強化につながる有害鳥獣捕獲隊の増員を図るため、環境省と連携し、同隊に係る狩猟税を全額免除すること。

3 林業の成長産業化の推進

(1) 早生樹の選定および育林技術の開発

森林資源の循環を図るため、本県ではセンダン・コウヨウザンの育林研究を実施しているが、国においても、積雪地に適した早生樹の選定および育林技術の開発を早期に行うこと。

(2) 公共建築物等の木造化・木質化の推進

公共建築物等の木造化・木質化を促進するため、既存事業において、完成までに複数年を要する施設を支援の対象にするとともに、モデル性の有無に関わらず補助率の引上げを図ること。

4 水産業の成長産業化の推進

(1) 漁業収入安定対策における補填水準の維持

今後ズワイガニ（越前がに）の厳しい漁獲制限が予想されることから、資源管理と漁業経営の安定化に向けて、クロマグロと同様の補填水準の下げ止め措置をズワイガニにも適用すること。

(2) 水産多面的機能発揮対策に必要な人材確保への支援

水産多面的機能発揮に必要な取組を継続するためには、地域外も含めた活動が不可欠であることから、地域外からの参加者に対する日当・交通費を交付金の対象とするとともに、対策に必要な予算を十分に確保すること。

5 農業農村整備・森林整備等の予算確保

(1) 農地・農業用水利施設整備に係る予算確保

農業の競争力強化に必要な、農地の区画拡大や農業用の用排水路等の整備予算を十分に確保すること。

また、農業用水利施設の防災減災・長寿命化対策や適切な維持管理、水田の持つ保水機能の活用など、国土強靭化対策を図るための予算を安定的に確保すること。

(2) 森林整備・山地災害対策に係る予算確保

主伐や再造林、間伐等の森林整備を計画的に進めるため、必要な予算を十分かつ安定的に確保するとともに、森林環境譲与税の導入が既存の予算に影響を及ぼさないようにすること。

また、路網、治山ダム等の整備について、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

【担当部署：農林水産部 福井米戦略課、中山間農業・畜産課、農村振興課、
水産課、県産材活用課、森づくり課】

外国人が活躍できる環境の整備

【法務省、文部科学省】

昨年4月より、新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、今後、外国人労働者数のさらなる増加が見込まれている。

本県の外国人住民が安心して安全に暮らし、地域と共生しながら、今後さらに活躍できる環境を整えるため、以下の支援を行うこと。

1 外国人の相談窓口整備の推進

外国人受入環境整備交付金について、外国人住民の全住民に占める割合や窓口での対応状況を考慮するなど、市町村の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

2 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。

また、自治体による日本語学習の体制強化を図るため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の補助率のかさ上げやコーディネーターの派遣など、支援の充実を図ること。

3 外国人住民に対する生活支援の充実

外国人住民の安全・安心な生活を確保するため、公的機関等における通訳や多言語ホームページ、案内板などによる情報提供体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。特に、災害や急病などの緊急時に必要な支援を行うため、災害・医療通訳の人材育成に対する財政措置や専門家派遣などの人的支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 未来戦略課 / 産業労働部 国際経済課】

幹線道路ネットワークの整備推進

【国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 幹線道路の整備推進

(1) 国道417号冠山峠道路の早期完成

冠山峠道路は、日本海側と中京圏を直結する重要な路線であり、歴史的につながりの深い池田・丹南地域と岐阜県美濃地域の交流促進のみならず、福井県・岐阜県相互の広域観光ルートを形成する道路であるため、トンネル工事の完了をはじめ、岐阜県側の橋梁、盛土工事を推進し、早期に開通できるよう必要な予算措置を行うこと。

(2) 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏を結ぶ道路であるため、事業中の福島・八ツ口間(3.6km)の整備に必要な予算措置を行うとともに、西長田・福島間(2.8km)について、新規事業として採択すること。

(3) 国道27号青葉トンネル(バイパス)の早期整備

国道27号の福井県・京都府境部は近畿・北陸を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるため、トンネル断面が小さく大型車の通行に支障のある青葉トンネルのバイパスを早期に事業化すること。

重点事項 6

2 高規格幹線道路等の整備推進のための予算確保

長期安定的に道路整備が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和3年度予算について要求額を満額確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

並行在来線への支援

【総務省、財務省、国土交通省】

令和4年度末、北陸新幹線の福井・敦賀開業と同時にJR西日本から経営分離される北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担う重要な社会基盤である。

本県の経営分離区間は、開業時には、JR西日本からの鉄道資産の取得など初期投資に多額の地元負担が生ずるとともに、開業後も、人口減少社会の中、輸送密度が低く、さらには、長大な北陸トンネルや特別豪雪地帯を有する本県の特殊事情により維持経費が増嵩するなど、厳しい経営状況が想定される。

第三セクターにより将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、以下の支援策を講じること。

1 初期投資や開業後の運営経費に対する支援

初期投資に対する地方交付税措置のかさ上げや開業後の運営経費に対する財政支援措置を行うこと。

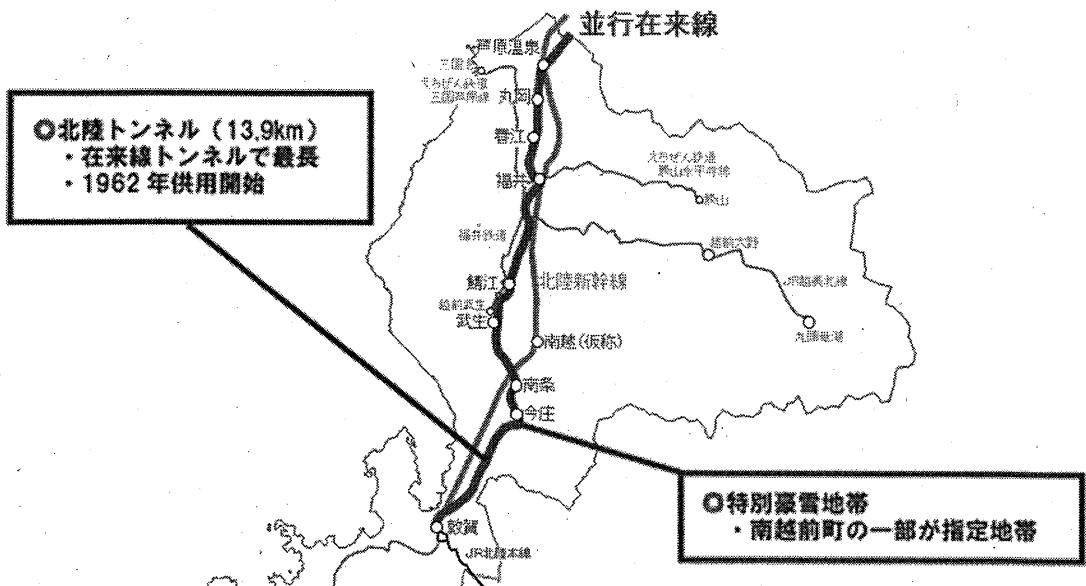
2 貨物調整金制度の見直し

利便性向上のために旅客列車を増便する場合や、遠方で発生した自然災害により自社区間を走行する貨物列車が減便となった場合において貨物線路使用料が減少しない制度へと改めること。

また、重量のある貨物列車の走行に伴い、路盤やレールの強化など高水準の設備保守を要することに配慮した算定方法とすること。

【担当部署：地域戦略部 並行在来線課】

重点事項 7



J R 小浜線の高速化・安全対策の強化

【国土交通省】

J R 小浜線は、北陸新幹線の福井・敦賀開業や小浜京都ルートの新駅開業により、乗り換え需要が増加すると見込まれ、新幹線の整備効果を嶺南地域に波及していく上で重要な路線である。

平成 30 年 4 月には「福井県嶺南地域公共交通活性化協議会」を設立し、今年 3 月、J R 小浜線を軸とした地域公共交通網形成計画を取りまとめたところである。

J R 小浜線の利便性向上のためには、駅間の所要時間の短縮と安全で確実な運行の確保が重要であり、以下の対策を講じること。

1 路盤強化などの施設整備を通じた高速化の実現

路盤の強化や駅における待避施設の整備などに対する財政支援を行うこと。

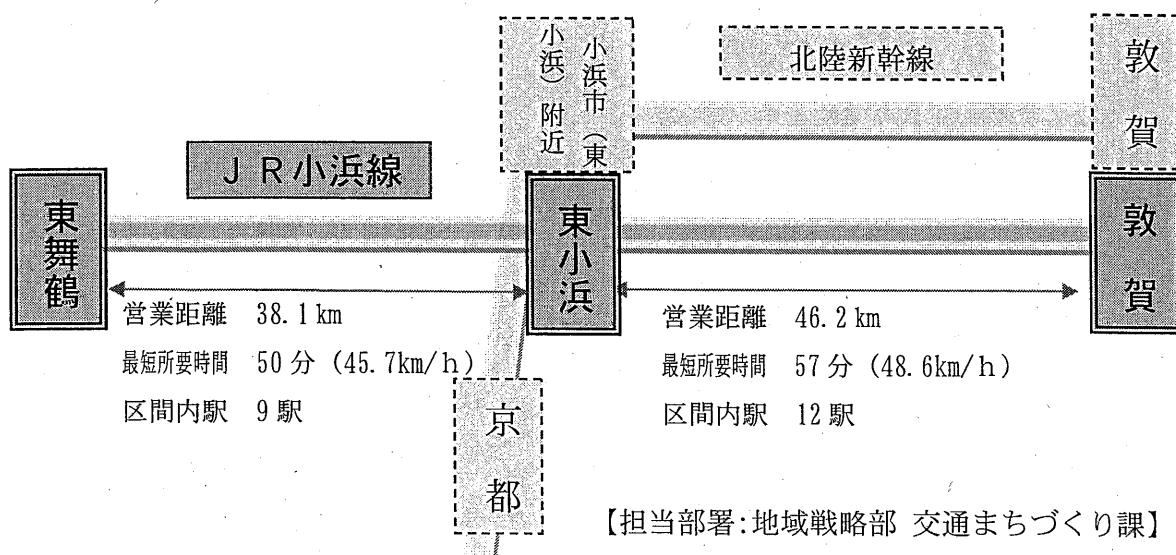
2 自然災害に対する安全対策

J R 小浜線は、風雨による運行停止が頻発しており、確実な運行のための防風柵やシェルターなどの設置に対する財政支援を行うこと。

国 の 補 助 制 度

○幹線鉄道等活性化事業費補助

- ・補助対象 利用者の利便性向上を図るための施設の整備費
(土木費、線路整備費、開業設備費、用地費)
- ・補 助 率 1 / 3 以内



地域公共交通の利便性向上

【経済産業省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。しかしながら、急速な人口減少が進む地方の交通事業は、利用者の減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となってきた。

今後、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保はもとより、地域の新たな移動手段として期待される自動走行やMaaSの導入など、地域公共交通の利便性向上のため、以下の対策を講じること。

1 地域公共交通網の充実と高齢者の移動手段の確保

地域公共交通網の維持・充実のため、地方の実情を踏まえた財政支援や制度設計を行うとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を確保するための対策を拡充すること。

- ① 交通事業者のみならず、自治体や地域住民による移動手段の維持・確保に向けた多様な取組みに対しても、新たに支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じて行う生活交通の維持・確保に向けた取組みに対し、十分な予算を確保すること。また、地域間を結ぶ広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないよう、制度を見直すこと。
- ③ 地方鉄道の安全・安定運行に必要となる施設整備や、利用促進に向けた取組みを積極的に進めるため、十分な予算額を確保すること。

2 新モビリティサービス導入への支援

- ① 地域公共交通の利用者の増加や利便性向上に向け、A I オンデマンド交通やキャッシュレス化、多言語対応等の導入を進めるために必要となる整備に対し、十分な予算を確保すること。
- ② 来県者や地域住民の移動手段として自動走行の実用化を目指す「永平寺参らーど」における車両や通信機器等の整備等に対し、支援を行うこと。

【担当部署：地域戦略部 交通まちづくり課】

スポーツを通じた地方の活力創出

【文部科学省】

本県では、平成30年福井国体・障スポ、さらに東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッショナにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

1 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッションによる全国大会や世界大会、スポーツイベントの持続的な誘致・開催を支援すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

2 陸上競技場の公認基準の緩和

地方でも有力選手が集う大規模大会やイベントの開催を可能とするため、陸上競技場の国際認証および国内認証の施設基準について、施設を所有する自治体の過度な経費負担にならないよう、走路部のウレタンの質や設備等の基準を緩和するなど、国からも競技団体に働きかけること。

3 総合型地域スポーツクラブの活動への支援

地域のスポーツ活動の拠点である総合型地域スポーツクラブが、令和3年度からの登録認証制度の開始以降も適切な運営ができるよう、クラブの課題となる指導者確保や会員増に対して支援の充実を図ること。

4 トップアスリートの活躍の場の創出

東京オリンピック・パラリンピックで活躍が期待されるトップアスリートが、地域に一定期間居住し、地方の子どもたちに夢を与える、ジュニア選手の育成や地域・家庭での運動習慣づくりなどに貢献する活動を行う仕組みづくりを行うこと。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課 / 教育庁 保健体育課】

福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、福井の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

1 文化遺産の国内外への発信

(1) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ① 「糸崎の仏舞」（国の重要無形民俗文化財）は奈良時代・天平文化の舞楽をほとんど形を変えずに現代に伝承する貴重なものである。ユネスコの未審査案件である他の渡来芸・舞台芸とあわせて早期にユネスコに提案すること。
- ② 越前和紙（国の重要無形文化財）をユネスコ無形文化遺産である「和紙」に早期に追加登録すること。
- ③ 「水海の田楽・能舞」、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。

(2) ユネスコ「世界の記憶」の登録

福井県敦賀市は、第二次世界大戦当時、外交官杉原千畝氏が発給した「命のビザ」を手にしたユダヤ人難民が上陸し、彼らを温かく迎え入れたゆかりの地である。関係者が一丸となって千畝氏の記録をユネスコ「世界の記憶」に申請する際は、敦賀市が保有する資料を他の関係記録物と合わせて申請すること。

(3) 日本遺産制度の継続

本制度は、各文化財をストーリー化して関連付け、面的に発信することにより地方に光を当て地域活性化や観光振興を図る大変有益な制度である。今後も大阪・関西万国博覧会など国際的行事が続き、インバウンドの拡大が期待されることから、令和3年度以降も認定制度を継続すること。

(4) 国指定文化財への早期指定

現在、保存活動を進めている丸岡城など、本県の優れた歴史的な文化財を国宝や重要文化財などに早期に指定すること。

2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を開始している。

その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、この研究に基づき実施する再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【厚生労働省】

1 実効性のある医師確保策の実施

- ① 医師多数県から少数区域への医師派遣による偏在対策を確実に進めるため、国において都道府県間の派遣調整を行うマッチングの仕組みを構築すること。
- ② 医師少数区域への医師派遣にあたって、派遣元病院に対し、派遣にかかる経費の助成措置を講じること。
- ③ 医師の働き方改革を進めるため、時間外労働特例水準の県による病院の指定方法など制度の詳細を早期に示し、医療機関に周知すること。
- ④ 時間外労働上限規制を適用することで、地域の医療体制を確保するためさらなる医師確保が必要と考えられることから、医学部臨時定員の見直しにあたっては地域医療の実態を十分に把握し慎重に議論するとともに、偏在解消までは地域枠の設置を認めること。

2 陽子線がん治療の促進

- ① 平成30年4月の診療報酬改定で、小児がんに加え、前立腺、頭頸部の一部、切除非適用の骨軟部のがんに公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう、これら以外の肝臓や肺などのがんについても早期に保険適用すること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されており、このままでは大幅な減収が生じ施設運営が困難となるため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

3 全国一律の子ども医療費助成制度の創設

子育て家庭の医療費に係る負担を軽減するため、地方自治体が医療機関の窓口における負担軽減（現物給付）による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

また、県境を越えて医療機関を受診する際に、他都道府県との助成制度の違いによって、制度本来の目的に沿った利便性を享受できないことが生じるため、国の責任において、子どもの医療費に係る全国一律の制度を創設すること。

4 障がい者福祉の向上

①医療的ケアが必要な重度の障がい者を受け入れるグループホームの運営において、適切な人員配置ができ収支の均衡がとれる報酬設定とすること。

また、重症心身障がい者が昼間に利用する生活介護事業について、日々の介護負担軽減の観点から報酬を引き上げること。

さらに、自宅での入浴が困難な重度の障がい者に対し生活介護事業所が実施する入浴サービスについても、現在報酬が設定されていないことから加算制度を創設すること。

②相談支援事業所で行う個別計画作成の報酬単価は、かかる労力に見合っておらず、それのみでは赤字となる事業所がほとんどであることから、適正な単価とすること。

③障がい者の送迎について、就労や生活介護など福祉サービスを利用するのに不可欠であるため、報酬を引き上げること。

また、精神障がい者にも、身体障がい者や知的障がい者と同様に、運賃や利用料の減免などの支援が受けられるよう、JRなどの公共交通機関に対して働きかけを行うこと。

さらに、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

④障がい児保育充実のため、市町の交付税算定に当たっては年度途中に入所する障がい児も含めた算定とするなど算定方法を見直し、十分な財政措置をすること。

また、医療的ケア児の保育所等への入所希望に適切に応えるため、加配人件費の補助事業を市町単位の算定ではなく受入施設数等に応じた加算とするなど、財政支援の拡充を行うこと。

5 介護人材・保育人材の処遇改善の促進

介護人材については、施設と介護従事者の充実による安心介護を実現するため、従事者全体の処遇改善に確実に繋がることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること。

また、保育人材については低年齢児の保育需要の増加に応えるため、さらに多くの保育士等の確保が必要となることから、処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、保育の質を確保するための職員配置の改善や研修体制整備に対する支援の充実を図ること。

6 児童虐待の徹底防止

増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。

7 子どもにかかる均等割保険料の見直し

国民健康保険制度における均等割保険料では、子どもの数が多いほど世帯の保険料負担が増加し、子育て世帯の経済的負担が大きい。一方、被用者保険では被扶養者の人数に応じた保険料の加算は行われない。子育て支援の観点から、また、医療保険制度間の公平性を図るためにも、子どもにかかる均等割保険料について、新規財源の確保も含めて、見直しを実施すること。

8 加齢に伴う難聴を抱えた高齢者への支援

加齢性の難聴を抱えた高齢者が補聴器を使用すると、うつや認知症になるリスクの軽減を期待できるが、現在は国において助成する制度がないことから、補聴器購入が介護給付の対象となるようすること。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、健康政策課、障がい福祉課、子ども家庭課

地域医療課】

集落対策の充実

【総務省】

人口減少や高齢化に伴う集落やコミュニティ機能の低下が懸念される中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度末をもって失効することとなる。

過疎地域や小規模高齢化した集落に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていくため、以下の措置を講じること。

1 新たな過疎対策法による過疎地域の振興

現行過疎法の期限終了後も、新たな過疎対策法を制定のうえ、引き続き過疎地域の振興を図るための制度を構築すること。

また、過疎市町村の脆弱な財政基盤を強化するとともに、多様な財政需要に対応するため、地方創生交付金や地方交付税措置の充実、過疎対策事業債の継続など、財政支援を講じること。

2 集落対策の促進

人口減少時代においても、地域活動を維持・継続していくため、集落活動を担う人材の育成、集落が相互に支え合う仕組みづくりやコミュニティ活動などへの支援を強化すること。

また、集落機能が低下し、対応が困難となっている鳥獣害対策、空き家や山林の管理、生活交通確保など多岐にわたる課題に対応するため、例えば、「特定地域づくり事業協同組合制度」における対象地域や対象団体の要件緩和などの国庫補助要件の見直しや、地域の実情を踏まえた規制の緩和等について、関係省庁が連携し対策を図ること。

【担当部署：地域戦略部 市町協働課】

重点事項 14

防災・減災、国土強靭化対策の抜本強化

【内閣府、総務省、国土交通省】

近年、平成30年2月豪雪や令和元年東日本台風など様々な自然災害が全国各地で頻発・激甚化している。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靭化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

1 地方における国土強靭化対策の抜本強化

国土強靭化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、3か年緊急対策後となる令和3年度以降も、橋梁の耐震補強など完成に数年程度を要する重要インフラの機能強化等にも対応できるよう対象事業の拡充・要件緩和を行うとともに、必要な予算・財源を安定的に確保し、国土強靭化対策を強力かつ継続的に進めること。

また、地域の実情に合わせて地方単独事業で実施する河川、治水、道路法面等の防災インフラの整備を推進するため、令和元年度から2か年で創設された「緊急自然災害防止対策事業債」を令和3年度以降も継続すること。

【重要インフラの機能強化策】

道 路：土砂崩壊が発生する危険性の高い箇所の法面對策

橋梁の耐震補強、道路照明のLED化

大雪時の消雪施設の整備・更新、除雪機械増強などの体制強化

河 川：氾濫する危険性が高い箇所における樹木伐採や河道掘削

砂 防：土砂災害により避難所・避難路が被災する危険性の高い箇所に砂防堰堤等整備

下水道：浸水被害の危険性の高い地区に雨水排水施設整備

【担当部署：土木部 道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課】

重点事項 15

県民の安全・安心につながる防災・減災対策の推進

【内閣府、総務省、国土交通省】

1 治水事業の推進

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るために、ダム本体工事を着実に進め、計画どおり令和8年度に完成すること。

また、水源地域である池田町の地域振興に寄与する、国道417号板垣坂バイパスおよび国道476号白粟バイパスに必要な予算措置を行うこと。

(2) 吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、ダム本体工事に必要な予算措置を行うこと。

(3) 九頭竜川上流ダム再生事業の推進

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする九頭竜川流域を守るため、九頭竜川上流の既設ダムの有効活用によるダム再生事業の調査検討を速やかに行い、治水機能の増強を図ること。

(4) 直轄河川事業の推進（九頭竜川、日野川、北川）

①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。
また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。

重点事項 15

平成29年台風21号、平成30年7月豪雨では、日野川上流の県管理区間やその支川で水位が上昇し、鯖江市や越前町に避難指示が発令

- ②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の高塚地区（小浜市）の河道掘削等を推進すること。

平成29年台風21号で北川において氾濫危険水位を超過し、小浜市内では避難指示が発令

（5）県管理河川整備の着実な推進

- ①複数の橋梁架替えや地下放水路の築造を推進している福井市中心部を流れる底喰川や勝山市街を流れる大蓮寺川の「大規模特定河川事業」、県営排水機場の排水ポンプ設備の更新を実施する「大規模更新河川事業」に対し、着実に予算措置を行うこと。
- ②あわせて、氾濫発生の危険性の高い竹田川や吉野瀬川、笙の川、江古川など県管理河川の治水安全度を高めるため、改修の着実な推進に対し必要な予算措置を行うこと。

（6）補助ダムの事前放流に伴う損失補填制度の創設

集水面積が小さく、精度の高い降雨予測が難しい補助ダムについて、事前放流の実施に伴い利水容量が回復しなかった場合の利水者に対する損失補填制度を創設すること。

2 雪に強い体制強化

(1) 高速道路および直轄管理道路における除雪体制の強化

- ①北陸自動車道は4車線であり、一般道と比べ通行の管理がしやすいため、より効率的な除雪作業を行い、通行止めをしないように最善を尽くすこと。
- ②国道8号において、整備した待避所やチェーン着脱場等を活用して大型車両の待避訓練を行うなど、より確実な除雪体制を構築すること。

(2) 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2／3）の予算総額を確保するとともに全額配分すること。また、市町に対する臨時道路除雪事業費補助（補助率1／2）を幹線市町道以外の除雪費も対象とすること。

(3) 地域防災を担う建設業とオペレータの育成・支援環境の整備

- ①地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレータの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境整備を行うため、除雪費用の算定においては、リースにより除雪機械を確保した場合の単価設定をするとともに、暖冬時でも建設業者が大きな影響を受けないよう、オペレータの人工費の一部を補填する基本待機補償料など支援制度の創設を行うこと。
- ②平成30年2月の大雪においては、熟練オペレータの高齢化や若手オペレータの不足が大きな課題となった。運転技術支援や新規オペレータの確保に資するためには、ＩＣＴを活用した除雪車の導入が必要不可欠であり、自動運転技術による除雪車開発実験を国主体で福井県内において実施すること。

3 社会インフラの長寿命化対策の推進

- ①老朽化が進行する公共施設等について、計画的に長寿命化対策を実施し、有効に活用するため、令和4年3月末までとされる公共施設等適正管理推進事業債の措置期間を延長すること。
- また、合同庁舎、土木事務所など、災害発生時の拠点として施設・設備が適切に機能するよう長寿命化対策を図ることが特に必要な公用施設について、事業債の対象に加えること。
- ②堤防や小規模な水門・排水機場等は、治水上重要なインフラであるため、これらの河川管理施設の定期点検についても、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に補助の対象とすること。
- ③洪水被害の発生を防止するため、事前放流等のダム操作を確実に行えるよう、ダム設備の修繕、更新について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ④下水道が水質保全等公共性の高い役割を担っていることを踏まえ、下水道施設の改築について、引き続き、社会資本整備総合交付金による必要な予算措置を行うこと。
- ⑤ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕等について、財政支援の充実を図ること。
- ⑥橋梁やトンネルなどの道路インフラ施設について、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の修繕が図れるよう、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

4 防災・減災に役立つＩＣＴの開発および支援

(1) 水門・樋門等の遠隔操作の技術開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、国が進めている排水機場操作の遠隔化の技術提供を行うこと。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

水門・樋門等 県管理河川内の総数	242 基
うち河川管理者以外が設置	222 基 (92%)

(2) 次世代衛星通信システムを活用した通信手段の確保

大規模災害時に避難所等でも確実に通信手段を確保できるよう、インターネット接続サービスなどに対応した次世代衛星通信システムの導入に伴い必要となる経費に対し、財政措置を講ずること。

5 空き家の敷地に対する固定資産税の特例解除

空き家の敷地に対する固定資産税について、居住実態がなくなつてからの期間など統一的な基準を示したうえで、住宅用地特例を解除する制度改正を行うこと。

6 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

7 地元建設産業の担い手確保

地域の安全・安心を支える地元建設産業の担い手を確保するため、福井県が全国でも先進的に取り組んでいる毎週土日を現場閉所とする完全週休2日制について、積算基準を新たに設けるなど、建設事業者が取組みやすい環境を整えること。

8 防災・減災対策への支援の充実

防災行政無線の更新など即効性のある防災、減災対策に活用できる緊急防災・減災事業債を恒久化すること。

また、避難所の感染症対策の資機材整備等についても新たな財政措置を講ずること。

9 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

防災気象情報は、住民の避難行動の重要な判断材料となることから、観測所の増設など観測体制を強化し、地域ごとのきめ細かな降雨・降雪予測など、更なる予測精度の向上を図ること。また、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。

10 風水害対策の推進

住民の主体的な避難行動を支援するために、国が導入した5段階の警戒レベルについて、目的や内容を住民が正しく理解し、災害時に適切な行動を取ることができるよう、令和元年東日本台風等の教訓も踏まえ、一層の普及啓発を行い、住民への周知徹底を図ること。

11 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの2人操縦体制の導入にあたっては、操縦士の不足や高齢化が課題となっていることから、養成機関の創設や免許取得費用への財政支援など国の責任において操縦士の育成・確保に取り組むこと。

【担当部署：総務部 財産活用課 / 安全環境部 危機対策・防災課
/ 土木部 土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、
砂防防災課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課】

重点事項 1.6

原子力発電所へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮を備えた原子力施設警備隊庁舎等を整備すること。

2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力関連施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

原子力発電所立地地域への自衛隊の配備

【防衛省】

福井県は、過去に拉致被害が発生し、近年においては、北朝鮮の不審船が漂着するなど、継続的に北朝鮮の脅威にさらされている。しかし、本県には連隊・大隊クラスの部隊が配備されておらず、日本海側における防衛上の空白地帯になっている。さらに嶺南地域は、わが国の重要施設である原子力発電所が全国最多の15基立地している。

こうしたことから、本県嶺南地域は、未だ核・ミサイルの廃棄に進展が見られない北朝鮮のミサイル攻撃およびゲリラ・特殊部隊による攻撃の対象になる危険性が高い。

国家安全保障に万全を期すためにも、国として強い危機感を持ち、以下の対策を講じること。

1 嶺南地域への自衛隊の配備

- ①中期防衛力整備計画に明記された「原子力発電所近傍における展開基盤」の確保等について検討をすすめ、いかなる状況においても迅速な事態対処を可能とする自衛隊の基地等を整備すること。
- ②弾道ミサイル攻撃・テロ等の抑止力となり、地域住民の安心を確保するため、中部方面隊からの再配置を含め、嶺南地域へ自衛隊を配備すること。

【担当部署： 地域戦略部 未来戦略課、市町協働課
/ 安全環境部 危機対策・防災課】

拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

拉致問題は、安倍政権における最重要課題である。拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

全国には、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は800人を越える方々がおり、うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おられ、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

拉致問題については、平成26年5月のストックホルム合意以降具体的な進展が見られず、昨年2度開かれた米朝首脳会談でも具体的な進展はなかった。

政府は、拉致被害者等の救出のため、北朝鮮への圧力を最大限に高めつつ、日朝首脳会談の実現も見据えるなど、適切な外交交渉や国連などの国際機関との連携により、一刻も早く拉致問題が解決できるよう最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】